

第2次「高知県DV被害者支援計画」5か年計画(24～28年度)

<基本の柱1 DVを許さない社会づくり>

重点目標	取組項目	現状(H24.3.31時点)	これまでの取組	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	第2次計画で目指すべき姿	担当課	計画冊子記載ページ	
(1) 関係機関・団体の連携等による取組の推進	① 関係機関・団体の連携強化	●ブロック別関係機関連絡会議の開催	●地域(ブロック別)の関係機関が集まる機会はなく、地域での支援体制が弱い。 ●福祉保健所で、個別検討会を行う際には、必要に応じて配偶者暴力相談支援センター職員に出席を依頼	●市町村職員に対する研修会の実施 ●市町村男女共同参画行政担当課長会議の開催 ●福祉保健所で、個別検討会を行う際には、必要に応じて配偶者暴力相談支援センター職員に出席を依頼 ●DV対策連携支援ネットワーク会議への参加	●被害者に対する息の長い見守りや支援を行うためには、地域レベルでの市町村を中心とした地域でのネットワークが必要 ●被害者が地域で暮らすことができるような地域でのネットワークづくり ●圏域内での各市町村や関係機関の役割機能認識と連携	●地域のネットワークの構築 ●市町村職員に対する研修会の実施	●福祉保健所ブロックで、地域の関係者による会議を開催 まずはブロック単位で、最終的には各市町村単位でネットワークの構築を目指す。 ●事例に応じて個別検討会等へ配偶者暴力相談支援センター職員の出席を依頼 ●DV対策連携支援ネットワーク会議への参加など、関係機関と情報交換・連携強化	事前調整、2ブロック開催	5ブロック開催 会議内容の充実・開催回数の増	市町村単位のネットワークモデルケース構築		●全市町村で地域の関係者によるネットワークが構築され、各市町村が主体的にDV被害者支援に取り組んでいる。	県民生活・男女共同参画課/女性相談支援センター/福祉保健所	13	
		●DV対策連携支援ネットワークの専門性の向上と支援の輪の拡大	●DV対策連携支援ネットワークは、年に1回集まり、講演やケーススタディによる研修を実施し、相談員の専門性の向上を図っている。	●DV対策連携支援ネットワークは、年に1回集まり、講演やケーススタディによる研修を実施	●DV対策連携支援ネットワークの拡充 ●相談員スキルアップ研修への参加拡充及び県下の相談員の課題解決	●DV対策連携支援ネットワーク参加機関の支援レベルの平準化及び参加機関の拡大 ●スキルアップ研修を実施し、相談員の課題解決に向けて情報交換	●DV対策連携支援ネットワークの連携強化、研修の充実及び参加機関の開拓 ●相談員が抱えている課題等について共通認識を持ち、課題解決に向けて情報交換をする場を設定	年1回連絡会議を開催し研修を実施 専門性の向上、連携関係の強化、課題に対する情報交換、情報管理の徹底情報				●DV対策連携支援ネットワークの参加機関の相談員の専門性が向上し、支援レベルが平準化されている。 ●どこが相談を受けても情報の共有、連携ができる体制が整い、支援に取り組むことができる。 ●参加機関の拡大が図られている。	県民生活・男女共同参画課/女性相談支援センター/ソール	13	
		●市町村との連携強化	●ケースが起これば、その都度配偶者暴力相談支援センターが市町村と連携	●市町村職員に対する研修会の実施やDV対策連携支援ネットワークの講演会やケーススタディを通じて連携を強化	●相談窓口があるといっただけの市町村もあり、現実的な支援ができる市町村は少ない。	●市町村関係者と顔の見える関係づくり	●市町村において、関係者による会議の開催や、DV対策連携支援ネットワークを通じて連携を強化	3市町村での開催	市町村関係者会開催 会議内容の充実・開催回数の増				●市町村内でのDV担当課と福祉担当課等との連携、役割分担ができています。 ●配偶者暴力相談支援センターと市町村の連携ができ、ケースによりそれぞれが主体となって被害者支援に取り組んでいる。	県民生活・男女共同参画課/女性相談支援センター	13
		●庁内及び関係機関との情報共有の充実と適切な情報管理の徹底	●DV担当課が福祉部門から離れていることもあり、庁内関係課との情報共有は十分とは言えない。 ●被害者の安全を確保するために配偶者暴力相談支援センター等との情報共有及び情報管理が徹底されている。	●個別事案について、その都度庁内関係課と協議 ●DV被害者支援関係課長会議の開催 ●各種会議への参加、都度配偶者暴力相談支援センターとの連携 ●配偶者暴力相談支援センター等との情報共有及び情報管理	●DV担当課が支援策を所管していないことから、庁内関係課との連携が必要 ●関係機関との円滑な連携と秘密の保持の両立 ●DV被害者への適切な相談機関の紹介 ●配偶者暴力相談支援センター等と連携を行っているが、更にきめ細かな部分での連携が必要	●庁内関係課や関係機関との顔の見える関係づくり ●事例があった場合に適切な対応ができるよう、関係機関の情報把握 ●他の相談機関との情報共有及び連携	●個別事案について、その都度庁内関係課と協議 ●担当者等を通じて関係機関の情報収集 ●各種関係機関とのきめ細かな情報交換の実施 ●他の相談機関との情報共有及び連携	年2回庁内関係課担当者会を開催し、情報共有を図るとともに、ケーススタディ等による研修を実施	担当者会等、関係機関の会議に参加し、関係機関と情報交換	関係機関の情報の把握	研修会の実施	他の相談機関との情報共有及び連携	●庁内連携が図られ、人事異動等があっても、連携関係がスムーズに継続できる体制ができています。 ●被害者を支援するための情報が把握できていて、相談事例があった場合に相談者に適切な情報の提供ができる。 ●関係機関との情報共有やきめ細かな連携ができる体制が構築されている。	県民生活・男女共同参画課/女性相談支援センター/県立病院課/教育委員会/警察本部/ソール	13
	●民間支援団体との連携及び活動助成	●民間支援団体との連携による啓発活動 ●民間シェルターの運営に対する補助を実施	●民間支援団体との連携による啓発活動 ●民間シェルターの運営に対する補助を実施 ●国際ソロプチミストとの支援協定締結 ●高知県女性保護対策協議会との連携	●民間支援団体との連携による啓発活動 ●民間シェルターの運営に対する補助を実施	●民間支援団体との協働の推進 ●民間シェルターの運営補助	●民間支援団体との連携による啓発活動 ●民間シェルターの運営に対する補助を実施	支援団体の拡充 民間支援団体との協議の場の設定 協働による支援活動の実施					●民間支援団体との協働により、予防から被害者支援に取り組んでいる。	県民生活・男女共同参画課/女性相談支援センター	13	

重点目標	取組項目	現状(H24.3.31時点)	これまでの取組	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	第2次計画で目指すべき姿	担当課	計画冊子記載ページ
(1) 関係機関・団体の連携等による取組の推進	② 基本計画の策定と取組の推進	●県基本計画の策定と取組の推進 ●第1次計画に掲げた取組を推進 新施設の開所/通訳派遣体制の整備/全市町村にDV相談窓口が設置/警察も含めた一時保護先の確保/民間シェルターへの運営費補助/民間支援団体、関係機関等との連携/医療機関用通報マニュアルの作成/自立支援施設の運営/女子大生との協働などによる広報活動の実施/DV対策連携支援ネットワークによる情報共有/医療相談室での相談 等	●第1次計画に掲げた取組の推進 ●平成23年度に平成24年から取り組む第2次計画(5か年計画)を策定 ●関係機関主催の会議に出席し、情報交換を行っている。	●第2次計画の着実な推進を図るため、庁内をはじめ、市町村、関係団体等の理解を深め、連携をさらに強化 ●高知県DV被害者支援計画の浸透が浅く、認識が弱い。 ●ソレレでのDV被害の現状を反映した事業の実施	●第2次計画の取組を推進し、皆が主体的に取り組むよう、関係機関等へ働きかける。 ●関係機関の情報の把握に努める。 ●医療相談室で相談対応を行う。 ●警察組織への計画の浸透と関係機関との連携の強化 ●第2次計画に基づくソレレでの事業の実施	●第2次計画の取組を各機関が着実に実行するよう、PDCAを活用した進捗管理を実施 ●庁内関係課の連絡会議の開催 ●関係機関の会議等への参加 ●担当者会等を通じた関係機関の情報の把握 ●医療相談室での相談対応 ●研修会等による支援計画の組織内の浸透 ●第2次計画に基づきソレレでの事業計画を策定 ●ソレレ事業を県及び高知市と連携して実施	毎年:進捗管理を実施→うち男女共同参画会議や高知県男女共同参画推進本部へ報告→HPでの公表					●第2次基本計画の実現によるDV被害の予防と早期の自立支援が図られている。 ●被害者を支援するための情報が把握できていて、相談事例があった場合に相談者に適切な情報の提供ができる。 ●支援計画に基づいた関係機関との連携が強化されている。	県民生活・男女共同参画課/女性相談支援センター/県立病院課/教育委員会/警察本部/人権啓発センター/ソレレ	13
	●市町村基本計画の策定と取組の推進	●努力義務であることもあり、市町村基本計画を策定している市町村は、県内にほとんどない。 ●市町村職員に対する研修や情報提供の実施	●市町村のDV被害者支援に関するアンケートを実施 ●市町村職員に対する研修や情報提供の実施	●市町村では基本計画の策定に取り組む気運が低い ●市町村が主体的に取り組むためには、対応にあたっての共通認識が必要	●今後策定、または改定する男女共同参画プランでDV被害者支援計画となりうる内容を盛り込んでもらう形での計画策定を働きかける。 ●市町村地域福祉アクションプランとの連携も視野に検討していく。	●男女共同参画サポート事業を活用した市町村基本計画の策定を働きかける。 ●市町村計画策定の手引きの作成	ブロック別関係機関連絡会議・市町村訪問等による策定の働きかけ、支援策の検討					●10市町村で基本計画が策定されており、未策定の市町村も含め被害者支援の取組が主体的になされている。 ●福祉分野で高齢者虐待や障害者虐待、児童虐待と同様に、DV問題に取り組んでいる。	県民生活・男女共同参画課/女性相談支援センター	13
(2) DV防止のための教育・普及啓発	① 生涯にわたる人権教育の推進	●学校・保育所・幼稚園における人権教育の推進 ●私立学校人権教育指導業務(高知県人権啓発センターに委託) ・人権教育の指導員が学校訪問により、各学校が抱える課題等への助言・指導、校内研修の支援等を行っている。 ・私立学校で組織する人権教育研究協議会の運営を指導し研修会の開催等を支援している。 ●乳幼児期にふさわしい育ちや学びに向けて、より質の高い保育・教育・親育ち支援を実施する必要がある。 ●各学校では年間指導計画を立て、計画的系統的な人権教育の推進に取り組んでいる。	●私立学校の人権教育推進のため、指導員の学校訪問、人権教育研究協議会の自主運営を目指し支援を続けてきた。 ●園内研修・保護者への講話による自尊感情を育む保育・子育ての充実に向けた研修会の実施 ●人権教育主任連絡協議会等で年間指導計画の充実に向けた協議、研修の実施	●各学校それぞれの取組を尊重しつつ、学校の状況に応じた適切な支援に努め、教職員全体に人権教育の取組が根付くよう地道に助言、指導の継続が必要である。 ●研修等の必要性が十分理解されていないことから、園内研修の未実施や各種研修会等への参加体制が十分でない。 ●教科等に位置付けた計画的系統的な人権学習が行われていない学校がある。	●継続して、人権教育全般についての研修等を行っていく。特に学校現場で現に課題となっている事案についての研修に力入れるとともに、児童生徒が人権意識を身につけることができる校内研修への支援を継続する。 ●市町村訪問等を通して園内研修の実施や研修会への積極的な参加要請を行う。 ●人権教育年間指導計画の充実に向けた指導、支援	●人権教育の指導員が学校訪問等により、各学校が抱える課題等に応じた助言、指導を行う。 ●人権教育研究協議会の運営を支援する。 ●市町村訪問、研修会開催等の情報発信 ●人権教育主任連絡協議会等で計画及び実施内容の点検や実践交流の実施	私立学校教職員の人権教育研修等を実施し、人権教育の指導力の向上を支援				●各学校の人権教育主任を中心に、教職員の人権教育の指導力が高まっている。 ●一人一人の子ども理解に基づいた保育実践の向上が図られる。 ●親の子育て力の向上が図られる。 ●発達段階に応じて人権尊重の意識を高める教育や男女平等の理念に基づく教育が行われる。	私学・大学支援課/教育委員会	14	
	●対人関係を築くことが苦手な子どもに配慮した教育の実施	●各学校においてQ-Uアンケート(学級診断尺度調査:学級満足度・学校生活意欲などの様子を知る。)等を活用した子どもの実態把握が行われるようになった。 ●発達障害等のある幼児児童生徒の現状調査(高知県)の実施	●個別の指導計画の作成率の向上 ●Q-Uアンケートの実施と活用 ●人間関係づくりプログラムの実施	●Q-Uアンケートは、全ての学校で実施されるようになったが、実施後の活用については学校間で温度差がある。 ●個別の支援を行っていくうえで、校内支援体制づくりが重要である。	●子どもの特性を十分理解した対応と、長所を伸ばしていく指導 ●校内支援体制づくりを推進するミドルリーダーの育成	●個別の指導計画の作成、充実 ●学級経営ハンドブック(仮称)の作成と活用 ●学級づくりリーダー、高等学校生徒支援コーディネーターの育成	学級経営ハンドブック(仮称)小学校版・中学校版の作成					●各学校で、児童生徒理解が深まり、適切な指導や支援が行われる。	教育委員会	14

重点目標	取組項目	現状(H24.3.31時点)	これまでの取組	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	第2次計画で目指すべき姿	担当課	計画冊子記載ページ	
(2) DV防止のための教育・普及啓発	①生涯にわたる人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●教職員を対象としたDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施 ●外部講師に任せる状況が多く、教師自らDVについて研修し、授業を行う状況には至っていない。 ●私立学校人権教育指導業務(高知県人権啓発センターに委託) ・人権教育の指導員が学校訪問により、各学校が抱える課題等への助言・指導、校内研修の支援等を行っている。 ・私立学校で組織する人権教育研究協議会の運営を指導し研修会の開催等を支援している。 ●大学へ相談員を派遣して、大学教職員を対象としたセクハラ研修を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●女性と人権の研修内容として、デートDVについて研修を数年続けて行っている。 ●私立学校の人権教育推進のため、指導員の学校訪問、人権教育研究協議会の自主運営を目指し支援を続けてきた。 ●相談員を派遣して、大学教職員を対象としたセクハラ研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●新たな人権課題として注目されており、DVとは何か知識的には理解されているが、教材化、授業実践は十分ではない。 ●各学校それぞれの取組を尊重しつつ、学校の状況に応じた適切な支援に努め、教職員全体に人権教育の取組が根付くよう地道に助言、指導の継続が必要である。 ●中学校・高校・大学等の教育機関から、研修への派遣依頼が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●各種研修会において、DV防止に関連する内容について取り上げていく。 ●継続して、人権教育全般についての研修等を行っていく。特に学校現場で現に課題となっている事案について、研修に力を入れるとともに、児童生徒が人権意識を身につけることができる校内研修への支援を継続する。 ●大学・高校等の教育機関での研修及び広報活動(訪問等) 	<ul style="list-style-type: none"> ●研修会の開催と周知徹底 ●人権教育の指導員が学校訪問等により、各学校が抱える課題等に応じた助言、指導を行う。 ●人権教育研究協議会の運営を支援する。 ●大学・高校等の教育機関での研修及び広報活動(訪問等) 	<p>人権教育セミナー等教員向けの専門研修の開催</p> <p>人権教育主任連絡協議会で研修を周知する</p> <p>私立学校教職員の人権教育研修等を実施し、人権教育の指導力の向上を支援</p> <p>大学・高校等の教育機関での研修及び広報活動並びに教育委員会への広報活動</p>						<ul style="list-style-type: none"> ●DV問題について理解を深め、授業に活かすことのできる教職員が各学校にいる。 ●各学校の人権教育主任を中心に、教職員の人権教育の指導力が高まっている。 ●大学・高校等の教育機関における人権教育の研修を実施できる状況を実現する。 	私学・大学支援課/教育委員会/ソレ	15
	●県職員を対象としたDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●県職員を対象とした人権研修は、職場等において毎年実施されているが、DVをテーマとすることは多くないと思われる。 ●研修実施主体の要請により、研修講師を派遣 ●女性(DV防止)を研修課題とするかどうかの決定は、研修実施団体 	<ul style="list-style-type: none"> ●教職員に向けては、人権教育主任に情報提供 ●人権啓発センター講師派遣 対象:県、市町村、企業、一般研修等 女性の人権について 19年度～23年度 59回・1,576人 ●平成23年度の教育委員会事務局職員研修において「女性の人権」をテーマとして研修を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●人権研修そのものには取り組んでおり、その延長上にDVもあるが、DVを視野に入れたものにはなっていない。 ●平成23年度の人権啓発センターの実績では、講師派遣回数216回のうち、女性を研修課題とした回数は14回で、全体の6.5%である。 講師派遣は、研修実施主体が希望する研修課題に対して対応しているため、女性(DV防止)として全面に出すことはできていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●各所属における人権研修で、人権侵害のひとつであるDVについて取り上げてもらえるよう働きかけられる。 ●これまでと同様に、あらゆる人権課題に沿った研修を実施するが、女性(DV防止)についても研修を実施していることを宣伝する。 ●人権意識を高める参加体験型の研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●各所属における人権研修で、人権侵害のひとつであるDVについて取り上げてもらえるよう各課に働きかける。 ●研修会への講師派遣 県、市町村、企業、一般研修等への講師派遣 	<p>所属でのDV研修の働きかけ</p> <p>県民生活・男女共同参画課主催及び職場におけるDV研修の実施</p> <p>県、市町村、企業、一般研修等への講師派遣</p>						<ul style="list-style-type: none"> ●県職員の男女平等意識やDV理解が進み、関係職員でなくても、相談窓口について説明ができる。 ●講師派遣を継続して利用している団体に対して、DVは重大な人権侵害であることを、広く理解してもらうために、研修課題として取り上げてもらえる機会を増やす。 	県民生活・男女共同参画課/女性相談支援センター/人権委員会/人権啓発センター	15
	●市町村職員を対象としたDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村職員を対象とした人権研修は、各自治体の方針により実施されていると思われる。 ●研修実施主体の要請により、研修講師を派遣しているが、女性(DV防止)を研修課題とするかどうかは、研修実施団体が決定 ●こうち人づくり広域連合のセクハラ研修へ相談員を派遣して、市町村職員の新採職員への人権教育を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●人権啓発センター講師派遣 対象:県、市町村、企業、一般研修等 女性の人権について 19年度～23年度 59回・1,576人 ●ソレ相談員を派遣して、こうち人づくり広域連合の新採研修におけるセクハラ研修を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●人権研修には取り組んでいると思うが、DVを視野に入れたものにはなっていない。 ●平成23年度の人権啓発センターの実績では、講師派遣した中で、女性を研修課題としたのは全体の6.5%である。 講師派遣は、研修実施主体が希望する研修課題に対応しているため、女性(DV防止)として全面に出すことはできていない。 ●ソレでは、新採研修に講師を派遣しているが、市町村内部での研修への派遣依頼が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村職員を対象とした人権研修で、DVも対象としてとりあげられるよう働きかける。 ●あらゆる人権課題に沿った研修を実施するが、女性(DV防止)についても研修を実施していることを宣伝する。 ●各市町村への研修及び広報 	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村職員を対象とした人権研修に、DVを取り上げてくれるよう働きかけるとともに、市町村のDV担当者に対する研修を実施 ●研修会への講師派遣 県、市町村、企業、一般研修等への講師派遣 ●各市町村への研修及び広報活動(ソレホームページや広報誌等) 	<p>ブロック別関係機関連絡会議の実施・市町村でのDVを視野に入れた人権研修の働きかけ</p> <p>県、市町村、企業、一般研修等への講師派遣</p> <p>各市町村への研修及び広報活動(ソレホームページや広報誌等)</p>						<ul style="list-style-type: none"> ●市町村職員の男女平等意識やDV理解が進み、関係職員でなくても、庁内担当課につなぐことができる。 ●講師派遣を継続して利用している団体に対して、DVは重大な人権侵害であることを、広く理解してもらうために、研修課題として取り上げてもらえる機会を増やす。 ●講師派遣により、各市町村における人権教育の研修を実施している。 	県民生活・男女共同参画課/女性相談支援センター/人権啓発センター/ソレ	15

重点目標	取組項目	現状(H24.3.31時点)	これまでの取組	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	第2次計画で目指すべき姿	担当課	計画冊子記載ページ	
(2) DV防止のための教育・普及啓発	①生涯にわたる人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●地域におけるDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施 ●市町村広報等を通じて、地域住民に対して人権問題の啓発や、講演会等が実施されていると思われる。 ●自他の人権尊重の意識啓発の機会が十分とは言えない。 ●研修実施主体の要請により、研修講師を派遣しているが、女性(DV防止)を研修課題とするかどうかの決定は、研修実施団体 ●相談員及びソーレサポーターを派遣して、地域住民を対象としたセクハラ研修を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●人権擁護委員が行う「デートDV」研修の紹介 ●市町村教育行政人権教育担当者及び人権啓発担当者連絡協議会等において、人権研修の機会充実についてお願いをして来た。 ●人権啓発センター講師派遣 対象：県、市町村、企業、一般研修等 女性の人権について 19年度～23年度 59回・1,576人 ●相談員及びソーレサポーターを派遣して、地域でのDV防止をはじめとする人権教育研修におけるセクハラ研修等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●人権研修には取り組んでいると思うが、DVを視野に入れたものにはなっていない。 ●自他の人権尊重の意識啓発の機会が十分とは言えない。 ●平成23年度の人権啓発センターの実績では、講師派遣した中で、女性を研修課題としたのは全体の6.5%である。 講師派遣は、研修実施主体が希望する研修課題に対して対応しているため、女性(DV防止)として全面に出すことはできていない。 ●地域での研修への派遣依頼が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村広報等を通じて、地域住民に対してDVを含めた人権問題の啓発を行うよう働きかける。 ●これまでと同様に、あらゆる人権課題に沿った研修を実施するが、女性(DV防止)についても研修を実施していることを宣伝する。 ●人権教育の研修の機会充実 ●人権教育指導者の養成及びスキルアップ ●各市町村(地域)への研修及び広報 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域での講演会等で人権問題を扱う場合に、DV被害の視点も盛り込んでもらえるよう働きかける。 ●市町村教育行政人権教育担当者及び人権啓発担当者連絡協議会の開催 ●人権教育推進講座支援事業の開催・講座等への講師派遣 ●研修会への講師派遣 県、市町村、企業、一般研修等への講師派遣 ●各市町村(地域)への研修及び広報活動(ホームページやソーレ広報誌等) 						<ul style="list-style-type: none"> ●地域での男女平等意識やDV理解が進み、場合によっては相談に乗ったり、関係機関に通報するなど被害者の支援ができる。 ●講師派遣を継続して利用している団体に対して、DVは重大な人権侵害であることを、広く理解してもらうために、研修課題として取り上げてもらい機会を増やす。 ●地域における人権教育の研修を実施できている。 	県民生活・男女共同参画課/女性相談支援センター/教育委員会/人権啓発センター/ソーレ	15	
	●職域におけるDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●職域においては、パワハラやセクハラ、雇用機会均等について研修等が開催されている。 ●人権啓発センターでは、研修実施主体の要請により、研修講師を派遣しており、女性(DV防止)を研修課題とするかどうかは、研修実施団体が決定 ●ソーレ相談員及びソーレサポーターを派遣して、企業の従業員を対象としたセクハラ研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●人権啓発センター講師派遣 対象：県、市町村、企業、一般研修等 女性の人権について 9年度～23年度 59回・1,576人 ●ソーレ相談員を派遣して、こちう人づくり広域連合の新採研修におけるセクハラ研修の実施 ●ソーレ相談員及びソーレサポーターを派遣して、職場でのDV防止をはじめとする人権教育研修におけるセクハラ研修等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●人権研修には取り組んでいると思うが、パワハラ等がメインだと思われ、DVを視野に入れたものにはなっていない。 ●平成23年度の人権啓発センターの実績では、講師派遣回数216回のうち、女性を研修課題とした回数は14回で、全体の6.5%である。 講師派遣は、研修実施主体が希望する研修課題に対応しているため、女性(DV防止)として全面に出すことはできていない。 ●職域での研修への派遣依頼が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●職域においては、パワハラやセクハラ、雇用機会均等等とあわせ、DVの研修にも取り組んでもらえるよう働きかける。 ●あらゆる人権課題に沿った研修を実施するが、女性(DV防止)についても研修を実施していることを宣伝する。 ●人権教育の研修の機会充実 ●人権教育指導者の養成及びスキルアップ ●企業等への研修及び広報 	<ul style="list-style-type: none"> ●DVが労災等につながる危険性をはらんでいることから、パワハラやセクハラ等の研修の際に、DV被害の視点も盛り込んでもらえるよう働きかける。 ●研修会への講師派遣 県、市町村、企業、一般研修等への講師派遣 ●企業等への研修及び広報活動(ホームページやソーレ広報誌等) 						<ul style="list-style-type: none"> ●職場において男女平等意識やDV理解が進んでいる。 ●講師派遣を継続して利用している団体に対して、DVは重大な人権侵害であることを、広く理解してもらうために、研修課題として取り上げてもらい機会を増やす。 ●職域における人権教育の研修を実施できている。 	県民生活・男女共同参画課/女性相談支援センター/人権啓発センター/ソーレ	15	
	②DV防止の意識啓発の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ●県の広報紙、テレビ、ラジオ、ホームページ等多様な広報媒体を活用した意識啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ●あらゆる広報活動により相談件数の増につながっている。 ●県の広報紙や新聞、テレビ、ラジオ、ソーレホームページ等を通じてDV防止の意識啓発の広報を行っている。 ●DVは重大な人権侵害であることを気付かせ、専門の相談機関の周知を図るテレビスポットCM30秒を作成し、放送 (「女性に対する暴力をなくす運動」期間を放送期間に含む。) 	<ul style="list-style-type: none"> ●県の広報紙、テレビ、ラジオや、人権啓発センター等の広報紙を活用した広報の実施 さんSUN高知/広報広聴課TV・ラジオ/人権啓発センター予算を活用したCM制作/チラシ等の配布/ポスターの掲示 ●担当課等と連携して、テレビや新聞等のメディアやインターネットなど、多様な広報媒体を活用したDV防止の周知を行った。 ●人権啓発センターでの広報 ・19年度、20年度、21年度、22年度 人権啓発広告新聞掲載 ・20年度 人権啓発シリーズ新聞掲載事業 ・21年度、22年度、23年度 テレビ・ラジオスポットCM作成、放送 ●県・高知市等の広報誌やホームページ等を活用した意識啓発 ●各種研修会等への講師派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ●相談が増えてきているとはいえ、DV経験者が約3割であることから考えると、まだまだ潜在している。 ●DVについて県民に十分知られていない。 ●新聞やテレビ、ラジオでのDVに関する報道が少ない。 ●テレビスポットCMの放送後等は、相談機関への相談件数が増加したとの声があるが、DV防止の啓発となっているかは数での確認が難しい。 ●県の広報紙への掲載回数の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ●あらゆる広報の機会を捉え、県民へ幅広く、繰り返し広報を続ける。 ●担当課等への情報提供の呼び掛け ●ソーレホームページや広報誌等でのDV防止の啓発情報の発信 ●県民に、配偶者暴力相談支援センターの役割・機能を広く知ってもらい、DVへの理解を深めてもらう。 ●引き続き、新聞、テレビ等の広報媒体を活用し粘り強い啓発活動を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●広報紙、テレビ、ラジオ等の多様な広報媒体を活用した情報発信に積極的に取り組む。 さんSUN高知/テレビ・ラジオ/人権啓発センターCM/ソーレスコープ ●記者クラブへの情報提供に関し、担当課等がその重要性を再認識してもらえるよう、機会を捉えて呼び掛ける。 ●テレビスポットCMの作成、放送を実施する。 ●ソーレホームページや県・高知市等の広報紙、メールマガジン「FROMソーレ」等を活用してのDV防止の啓発情報の発信 	<ul style="list-style-type: none"> ●広報媒体の拡充 ●県主体のDV理解、相談窓口の広報 ●広報紙、テレビ、ラジオ等の広報媒体を活用した広報を実施 ●県の関係機関に対し、報道機関への情報提供の充実の呼び掛け ●テレビの活用：啓発CMの作成、放送 ●ソーレホームページやメールマガジン「FROMソーレ」等でのDV防止の啓発情報の発信 						<ul style="list-style-type: none"> ●「DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害」であることが広く認識されている。 ●各地域や各分野で、DV防止・被害者支援について、できることに気づき、取り組んでもらえる社会風土が醸成されている。 ●DV防止の啓発CM等の継続実施により、周知が図られている。 	県民生活・男女共同参画課/広報広聴課/人権啓発センター/ソーレ

重点目標	取組項目	現状(H24.3.31時点)	これまでの取組	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	第2次計画で目指すべき姿	担当課	計画冊子記載ページ
(2) DV防止のための教育・普及啓発	② DV防止の意識啓発の拡充	●市町村における広報紙等を活用した意識啓発	●あらゆる広報活動により相談件数の増につながっている。	●市町村広報の原稿案提供や、チラシ等の提供	●市町村が主体的に広報等に取り組む体制を支援する。 ●県民に、配偶者暴力相談支援センターの役割・機能を広く知ってもらい、DVへの理解を深めてもらう。 ●被害者が身近なところで相談できるように、市町村等の相談窓口の整備を行う。	●広報素材等の提供 ●市町村窓口の周知の依頼						●「DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害」であることが広く認識されている。	県民生活・男女共同参画課	15
	●リーフレット等の作成及び配布による意識啓発	●あらゆる広報活動により相談件数の増につながっている。 ●ポスター、リーフレット、DV啓発カード等の作成配布による意識啓発	●DV相談窓口カード、男性向けのDV啓発カード、啓発ポスター、チラシ等の作成・配布	●高齢者、視覚・聴覚障害者等、情報弱者と言われる人たちに、必要な情報がいきわたっていない。 ●DV啓発パンフレットやDV啓発カード等の配布先拡充	●高齢者・障害者等、情報弱者と言われる人たちに、必要な情報を提供する。 ●障害者団体等と情報共有を図る。 ●県民に、配偶者暴力相談支援センターの役割・機能を広く知ってもらい、DVへの理解を深めてもらう。 ●被害者が身近なところで相談できるように市町村等の相談窓口の整備を行う。 ●DV啓発パンフレットやDV啓発カード等の配布先の新規開拓	●高齢者・障害者等向けのチラシ等を作成し、広報する。 ●障害者団体等と情報共有の場を設ける。 ●コンビニ、量販店、行政機関を通じてのDV啓発パンフレットやDV啓発カード等の配布及び配布先の新規開拓	高齢者等向けチラシ等の検討	市町村主体のDV理解、相談窓口の広報につなげるため、広報素材の提供や研修の実施				●「DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害」であることが広く認識されている。 ●DV防止の意識啓発が十分に推進できている。	県民生活・男女共同参画課/女性相談支援センター/ノーレ	15
	●「女性に対する暴力をなくす運動」における各機関と連携した集中的な広報啓発	●あらゆる広報活動により相談件数の増につながっている。 ●県の広報紙や新聞、テレビ、ラジオ等を通じてDV防止の意識啓発の広報を行っている。 ●DVは重大な人権侵害であることを気付かせ、専門の相談機関の周知を図る、テレビスポットCM30秒を作成し、放送。 (「女性に対する暴力をなくす運動」期間を放送期間に含む。) ●講演会等の実施による意識啓発	●「女性に対する暴力をなくす運動」における各機関、民間支援団体等と連携した集中的な広報啓発 ●県、市町村の広報紙やテレビや新聞等のメディアやインターネットなど、多様な広報媒体を活用したDV防止の周知を行った。 ●人権連啓発センターの広報 ・19年度、20年度、21年度、22年度 人権啓発広告新聞掲載 ・20年度 人権啓発シリーズ新聞掲載事業 ・21年度、22年度、23年度 テレビ・ラジオスポットCM作成、放送 ●高知法務局、配偶者暴力支援センターとの共催によるDV防止講演会の開催及び広報活動	●「女性に対する暴力をなくす運動」期間に講演会等を行っているが、周知が不十分であり、集客の拡充を図る。 ●DVについて県民に十分知られていない。 ●新聞やテレビ、ラジオでのDVに関する報道が少ない。 ●テレビスポットCMの放送後等は、相談機関への相談件数が増加したとの声があるが、DV防止の啓発となっているかは数での確認が難しい。	●「女性に対する暴力をなくす運動」期間に行っている講演会等を関係機関や県民に周知 ●担当課等への情報提供の呼び掛け ●引き続き、新聞、テレビ等の広報媒体を活用し粘り強い啓発活動を実施	●「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、市町村広報紙等での啓発記事の掲載を働きかけるほか、新たに電車広告を行うなど、様々な媒体の活用を検討する。 ●広報紙、テレビ、ラジオ等の多様な広報媒体を活用した情報発信に積極的に取り組む。 ●記者クラブへの情報提供に関し、担当課等がその重要性を再認識してもらえよう、機会を捉えて呼び掛ける。 ●テレビスポットCMの作成、放送を実施する。 ●DV防止講演会の広報及び関係機関への参加案内	電車広告・講演会の実施等	広報紙、テレビ、ラジオ等あらゆるメディアを活用した広報を実施	県の関係機関に対し、報道機関への情報提供の充実の呼び掛け	テレビの活用・啓発CMの作成、放送	DV防止講演会の広報及び関係機関への参加案内	●「DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害」であることが広く認識されている。 ●各地域や各分野で、DV防止・被害者支援について、できることに気づき、取り組んでもらえる社会風土が醸成されている。 ●DV防止の啓発CM等の継続実施により、周知が図られている。	県民生活・男女共同参画課/広報広聴課/人権啓発センター/ノーレ	16

重点目標	取組項目	現状(H24.3.31時点)	これまでの取組	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	第2次計画で目指すべき姿	担当課	計画冊子記載ページ
(2) DV防止のための教育・普及啓発	② DV防止の意識啓発の拡充	●高齢者、障害者、外国人の相談窓口でのDVに関する広報啓発 ●高齢者総合相談センターにおいて、相談の受付(H23:981件)。 一般相談:842件 専門相談:139件 ●認知症コールセンターにおいて、相談の受付(H23年度:422件) ●障害者に関する法や制度などの広報・啓発内容が多く、DVに関する広報までできていない。 ●これまで外国人の人権相談を実施し、DVの相談案件があれば、専門機関につなげるようにしている。	●一般県民及び市町村地域包括支援センター等から、電話や来所などにより相談に応じる。また、弁護士等による専門相談を開催 ●高齢者総合相談センター窓口周知のためのリーフレットを配布 配布箇所:約900か所 配布部数:10,000部 ●認知症コールセンター窓口周知のためテレビCM等による周知 ●障害者電話相談事業(障害者110番)や市町村における相談支援の広報 ●外国人相談窓口でのDVに関する広報啓発	●高齢者総合相談センターへの相談件数の減少(H19:1,132件、H20:1,261件、H21:1,050件、H22:1,038件、H23:981件) ●リーフレットの目的とする多くの対象者に、届いているのか。 ●県民への認知症コールセンターの周知 ●障害者虐待防止法が平成24年10月に施行されることから、虐待防止等への広報・啓発が求められている。 ●外国人相談窓口を実施しているが、DVに関する広報はできていない。	●県民への幅広い広報の継続 ●障害者虐待防止法の広報・啓発と合わせた啓発等 ●外国人相談窓口でのDVに関する広報啓発	●高齢者総合相談センターリーフレットの配布、市町村広報誌への記事掲載等の検討 ●認知症コールセンターのテレビ、ラジオ、広報誌等による周知等 ●障害者虐待防止研修の実施や虐待防止の広報・啓発 ●DVに関するパンフレットを備え置き、相談者に広報するとともに、一般来館者にもポスター、チラシの掲示によりPRを図る。	高齢者総合相談センターリーフレットの配布、市町村広報誌への記事掲載等	認知症コールセンターのテレビ、ラジオ、広報誌等による周知等	相談窓口等における障害者虐待防止と合わせた啓発	外国人相談窓口の実施・DVについての積極的なPR	●必要な時に連絡できるよう、高齢者総合相談センターと認知症コールセンターの窓口が周知されている。 ●障害者虐待、高齢者虐待、児童虐待、DVIについて防止等の対策を行っている。 ●外国人のDV相談ができる窓口が認知されている。	高齢者福祉課/障害保健福祉課/文化・国際化	16	
	●思春期相談センター「PRI NK」における若者を対象とした広報啓発	●相談活動を通して、男女交際、DVなどの相談があった場合等、予防やDVについて正しく理解するよう支援している。 ○H23年度実績 ・電話相談:2,745件(H22年度:560件) ・メール相談:168件(H22年度:60件) ・個別面接相談:5件	●22年度より思春期相談センターが保健衛生総合庁舎に移転したことで、業務の見直しを行い、現在主なる業務である電話、メール相談が多くの思春期の子どもたちに利用してもらえるように高知市立中等学校、県下高等学校に広報用名刺大カード、リーフレットを各20部配布した。 ●思春期の子どもに関係する機関の会議や研修会の機会を生かし、思春期相談センターの活動の周知を行った。	●中学校、高等学校は、進学や進級、卒業があるため、毎年広報用名刺大カードの配布等を行い継続的な周知が必要である。	●広報用名刺大カードを毎年、市町村中学校、高等学校に配布し、DVを含む性の悩み等があった場合、子どもたちが身近な相談機関として利用できるようにしていく。	●広報用名刺大カード希望する県下市町村中学校や県下高等学校に広報用名刺大カードの配布していく。 ●関係機関との会議等の機会を生かして思春期相談センターを周知していく。	電話相談・メール相談・個別面接相談(予約) 思春期相談センター広報用名刺大カードを中学校、高等学校に配付	●県下中学生、高校生が思春期相談センターの存在を理解し、性に関する相談(DVに関する相談含む)や正しい性知識を得る身近な機関として利用する。	健康対策課	16				
	③ 若者に対するデートDVの予防の強化	●広報紙、テレビ、ラジオ、ホームページ等多様な広報媒体を活用した意識啓発 ●平成22年に実施した高校生を対象としたアンケート調査 ・交際経験のある高校生の約2割がデートDVの経験がある。 ・女子の被害経験に対し、男子の加害経験が低い。 ●県の広報紙や新聞、テレビ、ラジオ等を通じてデートDV予防の広報を行っている。 ●平成22年度に番組制作「心呼吸しよう」第1話「デートDVに注意！」を放送 ●ソーレのホームページや広報誌等を通じて、若者に対するデートDV意識啓発及び予防の強化	●人権擁護委員が行う「デートDV」研修の紹介 ●デートDV関係機関連絡会議の開催 ●デートDVは、どちらかといえば、ソーレ主体で対応してきた。 ●担当課等と連携して、テレビや新聞等のメディアやインターネットなど、多様な広報媒体を活用したデートDVの周知を行った。 ●人権啓発センターの広報 ・平成21年度 番組制作「心呼吸しよう」第8話「デートDV防止に女子大生パワー」を放送 人権啓発広告新聞掲載:「パートナーと良い関係を～デートDVって何？」 ・平成22年度 番組制作「心呼吸しよう」第1話「デートDVに注意！」を放送 ●ソーレのホームページや広報誌等による意識啓発	●若年者向けの広報媒体の開拓 ●デートDVについて県民に十分知られていない。 ●新聞やテレビ、ラジオでのデートDVに関する報道が少ない。 ●他の人権課題についても取組を行っているため、デートDVを題材とした取組が毎年行っていない。 ●ソーレのホームページや広報誌等への掲載回数の拡充	●あらゆる広報媒体を活用し、中高生に対する啓発を強化するとともに、保護者に対してもDV理解の推進を図る。 ●県民への幅広い周知活動の実施 ●担当課等への情報提供の呼び掛け ●他の人権課題とも併せて啓発を行っていく。 ●ソーレのホームページや広報誌へのデートDV記事の掲載	●あらゆる広報媒体を活用し、中高生に対する啓発を強化するとともに、保護者に対してもDV理解の推進を図る。 ●県民への幅広い周知活動の実施 ●担当課等への情報提供の呼び掛け ●他の人権課題とも併せて啓発を行っていく。 ●ソーレのホームページや広報誌へのデートDV記事の掲載	●広報紙、テレビ、ラジオ等の多様な広報媒体を活用した情報発信に積極的に取り組む。 さんSUN高知/テレビ・ラジオ/人権啓発センターCM/ソーレスコープ ●PTA連合会等へデートDV研修を働きかける。 ●記者クラブへの情報提供に関し、担当課等がその重要性を再認識してもらえるよう、機会を捉えて呼び掛ける。 ●人権啓発フェスティバルなどイベントの場を活用した啓発 ●デートDVを取材し、ソーレのホームページや広報誌へのデートDV記事の掲載	広報媒体の拡充	広報紙、テレビ、ラジオ等の広報媒体を活用した広報を実施	中高生・保護者に向けた広報	県の関係機関に対し、報道機関への情報提供の充実の呼び掛け	人権啓発イベントの活用:相談窓口の紹介等	●「デートDV」という言葉が、学校だより等でも取り上げられるぐらい、若年者を中心に広く認知されている。 ●各地域や各分野で、DV防止・被害者支援について、できることに気づき、取り組んでもらえる社会風土が醸成されている。 ●若者を対象とした人権啓発の場(研修、イベント等)では、デートDVの予防についても啓発が行っている。	県民生活・男女共同参画課/広報広聴課/人権啓発センター/ソーレ

重点目標	取組項目	現状(H24.3.31時点)	これまでの取組	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	第2次計画で目指すべき姿	担当課	計画冊子記載ページ		
(2) DV防止のための教育・普及啓発	③ 若者に対するデートDVの予防の強化	●リーフレット等の作成及び配布による意識啓発	●平成22年に実施した高校生を対象としたアンケート調査 ・交際経験のある高校生の約2割がデートDVの経験がある。 ・女子の被害経験に対し、男子の加害経験が低い。 ●デートDV啓発パンフレット等の作成配布による若者に対するデートDV意識啓発及び予防の強化	●大学生と協働でデートDV啓発パンフレット等の作成及び配布	●若年者及び保護者に視点を置いた啓発物の作成 ●学校現場のデートDVに関する問題意識が高くない。 ●パンフレット等の配布先の拡充	●教育委員会及び学校現場のDV理解を進める。 ●パンフレット等の配布先の新規開拓及び配布	●若年者向けのチラシ等を作成し、広報する。 ●企業訪問及び県を通じたパンフレット等の配布先の拡充及び配布							●リーフレット等の作成及び配布により、デートDVの意識啓発がされている状況を実現する。	県民生活・男女共同参画課/女性相談支援センター/ソレ	16
		●中高生、大学生及び保護者を対象とした授業及び研修の実施	●各教科等で、自らを律しつつ、他人を思いやる心などを育てている。 ●学校の授業を通じて、啓発は行っているが、生徒、保護者の理解は十分とは言えない。 ●デートDV啓発講座を高校で実施することで、若者に対するデートDV意識啓発及び予防の強化が一定できている。	●家庭科、保健体育、道徳等の学習において、異性の特性や違いをきちんと受け止め相手の人格を尊重する姿勢、男女が協力して生活することの重要性や家庭観などの育成 ●ホームルーム活動や特別活動の中で、講演会等を実施 ●保護者については、PTA研修会等を活用して啓発。 ●高校でのデートDV啓発講座の実施	●授業の中にどのように位置づけたいのか、といった具体例を示す必要がある。 ●講演会形式の取組が多く、生徒が自分自身の問題として理解できているかを把握することがむずかしい。 ●中高生、大学及び保護者を対象としたデートDV啓発講座の実施	●「人権教育指導資料集(学校教育編)Let's feel じんけん〜気付きから行動へ〜」を活用し、発達段階に応じた人権教育の推進を図る。 ●事例の提示 ●ホームルーム活動や特別活動の年間計画において、ワークショップ形式など生徒が自ら考える課題解決型の取組を進める。 ●中学校・高校・大学・保護者等への働きかけ	●人権教育に係る研修会を行う。 ●PTAの研修会等での学習機会の提供 ●中学校・高校・大学・保護者等に対して、人権教育の研修の実施に向けての働きかけ							●中高生、大学生のDVに関する学習機会が広がり、デートDVに気づき対応できる。 ●保護者のデートDVに関する学習機会が広がり、早期に子どもの変化を受け止めることができる。	私学・大学支援課/教育委員会/ソレ	16
		●教職員を対象としたDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施	●教職員のDVに対する理解が十分でない。 ●外部講師に任せる状況が多く、教師自らDVについて研修し、授業を行う状況には至っていない。	●女性と人権の研修内容として、デートDVについて研修を数年続けて行っている。 ●デートDV啓発パンフレット等の配布	●新たな人権課題として注目されており、DVとは何か知識的には理解されているが、教材化、授業実践は十分ではない。 ●教職員を対象とした研修の実施	●各種研修会において、DV防止に関連する内容について取り上げていく。 ●中学校・高校・大学等への働きかけ	●DVに関わる研修会の開催と周知徹底 ●中学校・高校・大学等に対して、人権教育の研修の実施に向けての働きかけ								●DV問題について理解を深め、生徒指導や授業に活かすことのできる教職員が各学校にいる。	私学・大学支援課/教育委員会/ソレ
●児童生徒が安心して相談できる環境づくり	●「保健室における相談活動」などの研修会を実施 ●スクールカウンセラー等・心の教育アドバイザー等の配置(平成23年度) 小学校 76校 中学校 83校 高等学校 37校 特別支援学校 5校	●「保健室における相談活動」などの研修会を実施 ●スクールカウンセラー等・心の教育アドバイザー等による相談活動	●養護教諭やスクールカウンセラー等が、校内支援委員会の中に位置付けられている学校はまだ十分ではない。 ●子どもの問題行動の背景にはDV等があるのではないかと、教職員の「気づき」の意識が十分浸透していない。	●教職員及びスクールカウンセラー等の専門的視点による「早期の気づき」から支援につなげていく学校の体制づくりを行う。	●保健室や相談室など相談しやすい環境づくり ●養護教諭やスクールカウンセラー等を校内支援体制に位置付けるとともに、具体的な手立てについて情報の共有を図る。 ●スクールカウンセラー等研修講座において、デートDV等の専門研修を行う。								●各学校において組織的に対応するため、校内支援委員会に養護教諭及びスクールカウンセラー等が確実に位置付けられている。 ●各学校において児童虐待やデートDV等について、早期の気づきから早期の支援が実践できるようになっている。	私学・大学支援課/教育委員会	16	

重点目標	取組項目	現状(H24.3.31時点)	これまでの取組	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	第2次計画で目指すべき姿	担当課	計画冊子記載ページ
(2) DV防止のための教育・普及啓発	③若者に対するデートDVの予防の強化	●思春期相談センター「PRINK」における若者を対象とした広報啓発 ●相談活動を通して、男女交際、DVなどの相談があった場合等、予防やDVについて正しく理解するよう支援している。 ○H23年度実績 ・電話相談:2,745件(H22年度:560件) ・メール相談:168件(H22年度:60件) ・個別面接相談:5件	●平成22年度より思春期相談センターが保健衛生総合庁舎に移転したことで、業務の見直しを行い、現在主たる業務である電話、メール相談が多くの思春期の子どもたちに利用してもらえるように高知市立中等学校、県下高等学校に広報用名刺大カード、リーフレットを各20部配布した。 ●思春期の子どもに関係する機関の会議や研修会の機会を生かし、思春期相談センターの活動の周知を行った。	●中学校、高等学校は、進学や進級、卒業があるため、毎年広報用名刺大カードの配布等を行い継続的な周知が必要である。	●広報用名刺大カードを毎年、市町村中学校、高等学校に配布し、DVを含む性の悩み等があった場合、子どもたちが身近な相談機関として利用できるようにしていく。	●広報用名刺大カード希望する県下市町村中学校や県下高等学校に広報用名刺大カードの配布していく。 ●関係機関との会議等の機会を生かして思春期相談センターを周知していく。						●県下中学生、高校生が思春期相談センターの存在を理解し、性に関する相談(DVに関する相談含む)や正しい性知識を得る身近な機関として利用する。	健康対策課	17
(3) 被害者支援に携わる人材の確保及び専門性	①人材の確保	●配偶者暴力相談支援センターへの自立支援員の配置	●生活サポーター(非常勤)1名配置	●H23年度より生活サポーターとして非常勤を配置し、退所後の自立に向けて支援している。	●身分が非常勤	●入所中、退所後の自立に向けて支援を行う。	●電話連絡、訪問を行う。	生活サポーターによる継続した自立支援				●一時保護所退所者に対する生活支援ができています。	女性相談支援センター	18
	②相談員等専門性の向上	●相談員や心理ケア担当職員等に対する専門研修の実施及び専門研修への参加	●配偶者暴力相談支援センターは、女性相談員4名・夜間休日相談員3名体制で、非常勤職員という身分のため有資格者ばかりではない。 ●国立女性会館での研修及び県内外での相談員の専門研修へ参加し、相談員スキルアップ研修の実施し、相談員の専門性の向上を図っている。	●研修内容の充実に努め、それぞれの相談員の専門性を高めてきた。 ●国立女性会館での研修及び県内外での相談員の専門研修への参加並びに相談員スキルアップ研修の開催及び受講等	●専門研修のための経費の確保が必要 ●専門研修への参加による相談業務への反映及びスキルアップ研修への参加者拡充	●種々の専門研修に積極的に参加し、専門性の向上を図る。 ●専門研修に関する情報収集、相談員スキルアップ研修の開催及び受講	●年1回は、全員専門研修に参加する。 ●ソレの相談員3名体制の維持 ●積極的な専門研修へ参加及び相談員スキルアップ研修の実施により、相談員の専門性の向上を図る。	配偶者暴力相談支援センター相談員全員が専門研修を受講 所内研修・スーパーバイズの充実 専門研修への参加及び相談員スキルアップ研修の実施				●専門研修に参加することなどにより、相談員がスキルアップして、より充実した相談体制を実現する。	女性相談支援センター/ソレ	18

重点目標	取組項目	現状(H24.3.31時点)	これまでの取組	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	第2次計画で目指すべき姿	担当課	計画冊子記載ページ
(3) 被害者支援に携わる人材の確保及び専門性の向上	② 相談員等の専門性の向上 ●直接被害者と接する県、警察及び市町村相談窓口職員等に対する研修の実施	●配偶者暴力相談支援センターやソーレには専門相談員がいるが、市町村は他業務との兼任である職員が対応している状況である。 ●警察の窓口職員に研修を行い、相談資料を配付している。 ●児童相談所の強化・専門性の確保 ・外部専門家の招へい(年20回) ・心理職員に対するスーパーバイザーの招へい(年4回) ・児童相談所職員の県外児相への派遣研修(2名) ・職種別・経験年数別職員研修体系に基づく研修の実施 ●市町村相談窓口職員等に対する研修の実施 ・市町村児童家庭相談担当職員研修(新任前期・後期、中堅者) 参加者:市町村児童家庭相談担当職員、保健部署職員 目的:児童家庭相談担当職員として必要な実務知識の習得や技術の向上 内容:子どもにとってDVが虐待であることを知ってもらうとともに、現状や地域での連携などについての理解を深めてもらう。 ●母子保健担当会で研修会を実施 ●管内の市町村が実施する保健師部会研修会での配偶者暴力相談支援センターによる学習の場で共に相談の受け方、具体的な支援について学ぶ。	●DV対策連携支援ネットワーク専門家研修及び市町村担当者研修会の実施 ●母子保健担当会や民生児童委員の研修会を開催等 ●警察新人相談担当者研修会の実施 ●県内警察署相談担当者研修会の実施 ●各種資料を配付して知識の充実を図った。 ●児童相談所の強化(組織・運営力の強化及び専門性の確保・向上等) ●市町村の児童家庭相談体制の強化 ●各市町村の要保護対策地域協議会の活動強化に向けた支援	●相談員の交代による相談対応能力の低下 ●市町村相談窓口職員等におけるDV問題についての理解の向上	●DV対策連携支援ネットワーク専門家研修の充実及び市町村担当者の参加の検討 ●市町村相談窓口職員等に対して研修会を開催 ●専門教養の実施 ●児童相談所の強化(組織・運営力の強化及び専門性の確保・向上等) ●市町村の児童家庭相談体制の強化 ●各市町村の要保護対策地域協議会の活動強化に向けた支援	●DV対策連携支援ネットワーク専門家研修の充実及び市町村担当者の参加の検討 ●DV支援担当市町村職員向けの研修会の実施 ●要保護児童対策地域協議会による研修会開催の促しや管内市町村担当者会における研修会を開催 ●職場教養の更なる充実 ●警察学校への入校等による研修等の実施 ●児童相談所内研修の充実 ●市町村職員に対する研修の継続 市町村児童家庭相談担当新任職員研修等 ●他機関の研修への参加の市町村等に勧める。						●配偶者暴力相談支援センターを中心に、関係機関のどこに相談しても統一的で適切な対応ができています。 ●市町村職員の専門性が向上している。 ●相談員の研修を実施し、専門知識を有する窓口職員を配置する。 ●DV問題への理解が深まり、適切な対応ができています。	県民生活・男女共同参画課/女性相談支援センター/福祉保健所/児童相談所/警察本部	18

重点 目標	取組項目	現状(H24.3.31時点)	これまでの取組	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	第2次計画で目指すべき姿	担当課	計画冊子 記載 ページ		
(3) 被害者支援に携わる人材の確保及び専門性の向上	② 相談員等の専門性の向上	●被害者支援のための手引きの作成及び関係者への配付	●DV被害者サポートブックを作成・配布、研修をしているが、主体的な支援等はまだまだ不十分	●DV被害者サポートブック作成 ●DV被害者サポートブックを活用した研修の実施	●各部門での適切な対応	●DV被害者サポートブックの改訂版の作成	●DV被害者サポートブックの改訂版の作成	サポートブック作成					●被害者が二次的被害を受けることなく、適切な支援を受けることができる。	女性相談支援センター	19	
		●各種研修情報の収集及び提供	●市町村職員は他の業務もあり、なかなか研修に参加できる状況にはないと思われる。	●各種研修情報を市町村や関係団体等へ提供	●市町村職員などが気軽に参加できるような、身近な場所での研修が少ない。	●市町村職員などが気軽に参加できるような、研修情報の提供	●各種研修情報の収集及び提供		各種研修情報の提供				●各種研修の機会が増え、相談スキルが向上する。	県民生活・男女共同参画課	19	
		●相談員に対するスーパーバイズの実施	●精神科医による月2回のスーパーバイズの実施 ●市町村等に対するアドバイスの実施	●精神科医による月2回のスーパーバイズの実施 ●市町村等に対するアドバイスの実施		●種々の専門研修に積極的に参加し、専門性の向上を図る。 ●スーパーバイズ、所内研修の充実 ●市町村等に対するアドバイスの実施	●年1回は、全員専門研修に参加する。 ●スーパーバイズ、所内研修の充実 ●市町村等に対するアドバイスの実施	配偶者暴力相談支援センター相談員全員が専門研修を受講 配偶者暴力相談支援センター内研修・スーパーバイズの充実 配偶者暴力相談支援センターによる他機関へのアドバイスの実施						●多様な被害者に対する支援の充実が図られている。	女性相談支援センター	19
		●女性相談支援センターと児童相談所との連絡協議会の開催	●女性相談支援センターと児童相談所との連絡協議会の開催 目的:ケースの見立てや支援に関する考え方等の相互理解を深める 内容:それぞれのケース対応に関する質疑、協議等	●女性相談支援センターと児童相談所との連絡協議会の開催	●児童相談所と配偶者暴力相談支援センターとの連携	●女性相談支援センターと児童相談所との連絡協議会の開催	●女性相談支援センターと児童相談所との連絡協議会の継続開催	連絡協議会の開催による連携の実施						●配偶者暴力相談支援センターである女性相談支援センターと、児童相談所の連携が図られている。	女性相談支援センター/児童相談所	19
	充③ 相談員のメンタルヘルスケアの	●各種メンタルヘルス研修受講の推進	●毎日の職員ミーティングの実施	●毎日の職員ミーティングの実施	●忙しくて相談員の悩みを受け止められないことがある。	●各種メンタルヘルス研修等の活用	●各種メンタルヘルス研修等への参加	各種メンタルヘルス研修等への参加					●相談員のこころの健康支援が図られている。	女性相談支援センター	19	
		●相談員が業務に関する悩みを相談できる環境の整備	●毎日の職員ミーティングの実施	●毎日の職員ミーティングの実施	●忙しくて相談員の悩みを受け止められないことがある。	●何でも話せる職場づくり	●毎朝のミーティングの励行 ●庁内メンタルヘルスケアの活用	毎朝のミーティングの実施 庁内メンタルヘルスケアの活用					●相談員のこころの健康支援が図られている。	女性相談支援センター	19	
	(4) 加害者への対応	① 加害者への厳正な対応	●現場警察官の加害者への対応能力の向上	●警察官の能力向上のための研修を行っている。	●警察学校教養により能力の向上を図ってきている。	●全ての警察官に対し専門教養を行うことが難しい。	●教養等による警察官の能力向上	●各種研修、資料の配付等により能力の向上を図る。	専門教養の実施					●専門的な能力を有した警察官による加害者の対応が行われている。	警察本部	20
●保護命令が出された加害者に対する警告の実施			●保護命令直後の加害者に指導警告を実施している。	●保護命令直後の加害者に指導警告を実施している。		●継続して加害者に指導警告を実施	●継続して加害者に指導警告を実施	加害者への指導警告の実施					●加害者への警告により、再犯が抑止されている。	警察本部	20	
●被害者や支援者の安全確保			●被害者方の警戒を行うことで、加害者の犯行を抑制してきた。 ●被害者への支援措置を実施した。	●被害者方の警戒、巡回 ●被害者への警察支援の説明	●隙間のない警戒、巡回	●被害者の保護対策と加害者の行動確認	●被害者方の警戒、巡回の強化 ●加害者の行動確認 ●110番通報登録の実施	被害者方の警戒、巡回の実施 加害者の行動確認 110番通報登録の実施					●確実な警戒巡回により、被害者の平穏が確保されている。 ●被害者支援措置の充実が図られている。	警察本部	20	

重点目標	取組項目	現状(H24.3.31時点)	これまでの取組	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	第2次計画で目指すべき姿	担当課	計画冊子記載ページ	
(4) 加害者への対応	② 加害者の更生	●加害者更生プログラムに関する情報の収集と対応の検討	●加害者更生プログラムは、一部民間支援団体等で実施されているが、現時点ではこれといった確立したものがなく、国においても具体的な対策は示されていない。	●国等からの情報を収集し、関係者に情報提供した。	●県において独自の調査研究は行っておらず、情報も多くない。 ●加害者更生プログラムに関する情報収集	●県において調査研究することは困難なため、今後もアルコールや薬物依存、精神疾患等の対応も含め、国等からの情報収集を強化し、関係者に情報提供する。	国及び他県等からの情報収集・情報共有、活用策の検討					●加害者更生に関し、関係者の共通認識を得る。 ●国や他県の情報を収集し、情報共有している。	県民生活・男女共同参画課/ソール	21	
		●加害者への情報提供	●加害者の状況に応じて、相談窓口等の情報提供	●DV問題についての広報啓発の充実 ●加害者の状況に応じた相談窓口等の情報提供	●加害者意識が低い。 ●加害者の状況に応じて、加害者に情報提供ができる体制の整備	●更生したいと願う加害者への対応 ●加害者の状況に応じた相談窓口等の情報提供	●相談窓口の周知 ●加害者の状況に応じた相談窓口等の情報提供	継続した広報啓発 国や他県の情報収集 加害者の状況に応じて、相談窓口等の情報提供					●相談窓口等の情報を収集し、加害者の状況に応じて、適切な相談窓口等の情報が提供できている。	女性相談支援センター/ソール	21
	③ 加害者の気づき	●加害者に対するDV防止の意識啓発と相談窓口の周知	●加害者には、男女双方いるが圧倒的に男性が多い。 ●ソールにおいて男性向け相談を行っている。 ●ソール広報誌や相談カードの配布等により、DV防止の意識啓発と相談窓口の周知を図っている。	●加害者に気づきを促すポスター等の作成・配布 ●啓発誌等の一部に加害者向けの注意を掲載した。 ●ソールにおける男性向け相談窓口の周知を図り、相談に応じて来た。 ●加害者相談窓口の周知 ●ソール広報誌でのDV防止の意識啓発及び相談カードの配布等	●啓発誌等の一部に加害者向けの記載がある程度で、加害者に的を絞った啓発は、あまりして来なかった。 ●加害者は、男性が多いことから男性向け相談窓口の拡充、周知が必要となる。 ●相談につながりにくい。 ●加害者に対するDVの意識啓発及び男性相談窓口の周知不足	●加害者向けに、「DVであることの気づき」を促す広報等の充実を図る。 ●加害者は、男性が多いことから、ソールをはじめとした男性向け相談窓口の拡充及び周知を強化する。 ●DVの影響についての広報啓発を進める。 ●ソール広報誌等通じてのDV防止の意識啓発及び男性相談窓口の周知	●加害者に気づきを促し、相談につなげるためにポスターやカードを配布する。 ●職場(事業所)への働きかけ ●DV防止の意識啓発と男性相談窓口の周知するため、相談カードやデートDV啓発パンフレット等を配布する。	ポスター・相談カード等による広報、相談窓口の拡充 電車広告 職域での研修の検討 男性相談窓口の周知					●DV・デートDVの啓発及び相談窓口の周知不足を解消することで、被害者、加害者ともに、早期の気づきを促し、深刻化する前に相談につなげる。	県民生活・男女共同参画課/女性相談支援センター/ソール	21
		●精神保健福祉センター等での「心の健康相談」の実施	●精神保健福祉センターへの相談及び関係機関から紹介のあった相談者へのメンタル面の対応	●精神保健福祉センターへの相談及び関係機関から紹介のあった相談者へのメンタル面の対応	●福祉保健所での相談実績がない要因の把握	●関係機関との連携	●配偶者暴力相談支援センター及び関係機関と連携した相談対応	配偶者暴力相談支援センター等関係機関から紹介のある加害者への相談支援					●加害者に対しての心のケアができる体制づくりができていない。	精神保健福祉センター/福祉保健所	21
		●ソールでの相談の実施	●加害者からの相談に、一般相談や男性相談で応じるとともに、必要に応じての専門機関の紹介ができていない。	●一般相談や男性相談での対応及び必要に応じての専門機関の紹介	●男性相談の周知不足	●一般相談や男性相談での対応及び必要に応じての専門機関の紹介	●一般相談や男性相談において、加害者からの相談の応じると同時に、必要に応じて専門機関の紹介している。	一般相談や男性相談で加害者からの相談に対応必要に応じての専門機関の紹介					●加害者からの相談に応じるとともに、必要に応じて専門機関を紹介することで、気づきを促し、早期にDV被害の解消を目指す。	ソール	21
●思春期相談センター「PRINK」における気づきの促進	●平成23年度の電話相談：男子からの相談：2,585件(94%)、女子からの相談：160件(6%)と男子からの相談が多い。 ●男女関係に関する性の相談(性交、妊娠、避妊、男女交際、性犯罪の疑い等)は、全相談件数の20%近くあり、男子からの相談が多い。	●中学校、高等学校に思春期相談センター広報用名刺大カードの配布を行い、性に関する悩みがあった場合、相談できるように広報を行った。 ●男女間で性の問題の相談があった場合、正しい知識の情報提供とともにDV(デートDVを含む)について理解を深める関わりを行った。	●DV(デートDVを含む)の被害者になることが多い女子からの相談は少ない。	●思春期の子どもたちが、男女交際や性の悩みにあった場合に、思春期相談センターが身近な相談機関として利用できるようにしていく。	●広報用名刺大カード希望する県下市町村中学校や県下高等学校に広報用名刺大カードの配布していく。 ●関係機関との会議等の機会を生かして思春期相談センターを周知していく。	電話相談・メール相談・個別面接相談(予約) 中学校、高等学校に広報用思春期相談センター名刺大カードの配付					●県下中学生、高校生が思春期相談センターの存在を理解し、性に関する相談(DVに関する相談含む)や正しい性知識を得る身近な機関として利用する。	健康対策課	21		

＜基本の柱2 DV被害者の早期発見、安心口で相談できる体制づくり＞

重点目標	取組項目	現状(H24.3.31時点)	これまでの取組	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	第2次計画で目指すべき姿	担当課	計画冊子記載ページ	
(1) 相談窓口の周知と相談につなげる体制整備	① 配偶者暴力相談支援センターの周知	●県の広報紙、テレビ、ラジオ、ホームページ等多様な広報媒体を活用した周知	●県の広報紙、テレビ、ラジオや、人権啓発センター等の広報紙を活用した広報の実施 さんSUN高知/広報広聴課 さんSUN高知/人権啓発センター ●新聞やテレビ、ラジオでのDVに関する報道が少ない。 ●テレビスポットCMの放送後等は、相談機関への相談件数が増加したとの声があるが、DV防止の啓発となっているかは数での確認が難しい。	●相談が増えているとはいえ、DV経験者が約3割であることから考えると、まだまだ潜在している。 ●DVについて県民に十分知られていない。 ●新聞やテレビ、ラジオでのDVに関する報道が少ない。 ●テレビスポットCMの放送後等は、相談機関への相談件数が増加したとの声があるが、DV防止の啓発となっているかは数での確認が難しい。	●あらゆる広報の機会を捉え、繰り返し県民への幅広い広報を続ける。 ●担当課等への情報提供の呼び掛け ●引き続き、新聞、テレビ等の広報媒体を活用し粘り強い啓発活動を実施する。	●広報紙、テレビ、ラジオ等の多様な広報媒体を活用した情報発信に積極的に取り組む。 さんSUN高知/テレビ・ラジオ/人権啓発センターCM/ソーレスコープ ●記者クラブへの情報提供に関し、担当課等がその重要性を再認識してもらえるよう、機会を捉えて呼び掛ける。 ●テレビスポットCMの作成、放送を実施する。	広報媒体の拡充					●「DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害」であることが広く認識されている。 ●各地域や各分野で、DV防止・被害者支援について、できることに気づき、取り組んでもらえる社会風土が醸成されている。 ●DV防止の啓発CM等の継続実施により、周知が図られている。 ●配偶者暴力女性支援センターが広く周知されている。	県民生活・男女共同参画課/広報広聴課/人権啓発センター/ソーレ	22	
	●市町村における広報紙等を活用した周知	●あらゆる広報活動により相談件数の増につながっている。	●市町村広報の原稿案提供や、チラシ等の提供	●現状では、広報している市町村も県からの依頼に応じている状況なので、主体的に広報に取り組んでもらう必要がある。	●市町村が主体的に広報等に取り組む体制を支援する。	●広報素材等の提供	市町村主体のDV理解、相談窓口の広報につなげるため、広報素材の提供や研修の実施						●「DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害」であることが広く認識されている。	県民生活・男女共同参画課	22
	●リーフレット等を活用した周知	●あらゆる広報活動により相談件数の増につながっている。 ●県、市町村等の各広報紙、ホームページなどを通じ広報啓発 ●ポスター、リーフレットを作成し、配布を行い広報啓発 ●「女性に対する暴力をなくす運動」月間における各機関と連携した集中的な広報啓発	●「DV相談窓口カード」、啓発ポスターの作成・配布 ●県、市町村の広報紙やテレビ・ラジオなどのメディアの活用 ●各種研修会等への講師派遣 ●「女性に対する暴力をなくす運動」月間における各機関と連携した集中的な広報啓発	●高齢者、視覚、聴覚障害等、情報弱者と言われる人たちに、必要な情報がいきわたっていない。	●県民に、配偶者暴力相談支援センターの役割・機能を広く知ってもらい、DVへの理解を深めてもらう。 ●被害者が身近なところで相談できるように市町村等の相談窓口の整備を行う。 ●高齢者・障害者等、情報弱者と言われる人たちへの必要な情報の提供	●障害者団体等と情報共有の場を設ける。 ●様々な広報手段を活用して、広報・啓発を行う。 ●高齢者・障害者等向けのチラシ等を作成し、広報する。	啓発物を利用したのDV理解、相談窓口の広報	高齢者等向けチラシ等の検討					●「DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害」であることが広く認識されている。 ●配偶者暴力女性支援センターが広く周知されている。	県民生活・男女共同参画課/女性相談支援センター/ソーレ	22

重点目標	取組項目	現状(H24.3.31時点)	これまでの取組	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	第2次計画で目指すべき姿	担当課	計画冊子記載ページ
(1) 相談窓口の周知と相談につなげる体制整備	① 配偶者暴力相談支援センターの周知	<ul style="list-style-type: none"> ●あらゆる広報活動により相談件数の増につながっている。 ●県の広報紙や新聞、テレビ、ラジオ等を通じて配偶者暴力相談支援センターの広報を行っている。 ●DVは重大な人権侵害であることを気付かせ、専門の相談機関の周知を図る、テレビスポットCM30秒を作成し、放送(「女性に対する暴力をなくす運動」期間を放送期間に含む。) ●配偶者暴力相談支援センター等との共催によるDV防止講演会での広報により周知している。 	<ul style="list-style-type: none"> ●「女性に対する暴力をなくす運動」期間における各機関と連携した集中的な広報啓発 ●担当課等と連携して、テレビや新聞等のメディアやインターネットなど、多様な広報媒体を活用したDVの周知や配偶者暴力相談支援センターの周知を行った。 ●人権啓発センターでの広報 <ul style="list-style-type: none"> ・19年度、20年度、21年度、22年度 人権啓発広告新聞掲載： <ul style="list-style-type: none"> ・20年度 人権啓発シリーズ新聞掲載事業 <ul style="list-style-type: none"> ・21年度、22年度、23年度 テレビ・ラジオスポットCM作成、放送 ●DV防止講演会での配偶者暴力相談支援センターについての広報 	<ul style="list-style-type: none"> ●「女性に対する暴力をなくす運動」期間に講演会等を行っているが、周知が不十分 ●DVについて県民に十分知られていない。 ●新聞やテレビ、ラジオでのDVに関する報道が少ない。 ●テレビスポットCMの放送後等は、相談機関への相談件数が増加したとの声があるが、DV防止の啓発となっているかは数での確認が難しい。 ●DV防止講演会での配偶者暴力相談支援センターについての周知方法 	<ul style="list-style-type: none"> ●「女性に対する暴力をなくす運動」期間に実施する講演会等の周知の強化 ●県民への幅広い周知活動の実施 ●担当課等への情報提供の呼び掛け ●引続き、新聞、テレビ等の広報媒体を活用し粘り強い啓発活動を実施する。 ●DV防止講演会での配偶者暴力相談支援センターについての広報 	<ul style="list-style-type: none"> ●「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、市町村広報誌等での啓発記事の掲載を働きかけるほか、新たに電車広告を行うなど、様々な媒体の活用を検討する。 ●広報紙、テレビ、ラジオ等の多様な広報媒体を活用した情報発信に積極的に取り組む。 ●記者クラブへの情報提供に関し、担当課等がその重要性を再認識してもらえるよう、機会を捉えて呼び掛ける。 ●テレビスポットCMの作成、放送を実施する。 ●DV防止講演会での配偶者暴力相談支援センターについての広報により、広く周知する。 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">広報媒体の拡充</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">関係機関の連携によるDV理解、相談窓口の広報</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">電車広告・講演会の実施等</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">広報紙、テレビ、ラジオ等の広報媒体を活用した広報を実施</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">県の関係機関に対し、報道機関への情報提供の充実の呼び掛け</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">テレビの活用：啓発CMの作成、放送</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">各分野の団体等に、DV理解の推進、通報について啓発を行う</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">DV防止講演会での配偶者暴力相談支援センターについての広報</div>	<ul style="list-style-type: none"> ●「DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害」であることが広く認識されている。 ●各地域や各分野で、DV防止・被害者支援について、できることに気づき、取り組んでもらえる社会風土が醸成されている。 ●DV防止の啓発CM等の継続実施により、周知が図られている。 ●配偶者暴力女性支援センターが広く周知されている。 	県民生活・男女共同参画課/広報広聴課/人権啓発センター/ソール	22				
	② 発見、通報及び相談に関する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ●配偶者暴力相談支援センターと警察の連携による24時間対応できる体制の確保 ●警察との情報共有及び連携の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ●警察と配偶者暴力相談支援センターとの連携を深め、被害者を一時保護施設へ安全に移送できる体制や仕組みづくりができています。 ●公費負担による宿泊施設での保護活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●警察と配偶者暴力相談支援センターとの意見交換会の開催など積極的な連携の実施 ●公費負担による宿泊施設での保護活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●生活安全課以外の部署への周知 ●夜間の充実した対応の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ●警察と配偶者暴力相談支援センターとの十分な連携 	<ul style="list-style-type: none"> ●意見交換会の実施 ●研修会の開催 ●警察と配偶者暴力相談支援センターとの連絡を密にして、十分な対応ができるようにする。 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">意見交換会の開催・職員研修の実施</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">警察と配偶者暴力相談支援センターの連携</div>	<ul style="list-style-type: none"> ●いつでもどこでも緊急時に対応できる体制が整っている。 ●警察と配偶者暴力相談支援センターとの連携による充実した通報体制が確保されている。 	女性相談支援センター/警察本部	23			
	② 発見、通報及び相談に関する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ●被害者が退所後も安全に生活できるよう、警察からの必要な援助について、情報の提供や助言をしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●警察と配偶者暴力相談支援センターとの意見交換会の開催など積極的な連携の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●生活安全課以外の部署への周知 ●警察と配偶者暴力相談支援センターとの連携の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ●警察と配偶者暴力相談支援センターとの十分な連携 	<ul style="list-style-type: none"> ●意見交換会の実施 ●研修会の開催 ●警察と配偶者暴力相談支援センターとの連絡を密にして、十分な対応ができるようにする。 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">意見交換会の開催・職員研修の実施</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">警察と配偶者暴力相談支援センターの連携</div>	<ul style="list-style-type: none"> ●警察と配偶者暴力相談支援センターとの情報共有及び連携による被害者支援ができている。 	女性相談支援センター/警察本部	23				

重点目標	取組項目	現状(H24.3.31時点)	これまでの取組	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	第2次計画で目指すべき姿	担当課	計画冊子記載ページ
(1) 相談窓口の周知と相談につなげる体制整備	② 発見、通報及び相談に関する体制整備 ●医療・福祉・教育・司法関係者に対する情報提供及び連携の強化	●平成22年度の入所経路本人27%/警察39%/法務関係3%/相談機関9%/医療機関5%/縁故者・知人5%/市町村12% ●23年度相談経路(女性相談全般)本人76%/警察5%/他の相談機関3%/医療機関1%/縁故者・知人9%/市町村3% ●病院70施設にDVパンフレット配布 ●相談に応じて、個別検討会を開催するなどし、関係機関の情報共有及び共通認識を醸成 ●県立病院では、これまでDV被害者と見られる方の確認はされおらず、また、医療相談室への相談事例もない。 ●児童相談所から女性相談支援センター(配偶者暴力相談支援センター)へのDVに関する通報件数 23年度 中央 1件、 幅多 0件	●医療関係者向けDV対応マニュアルの作成 ●医療社会事業協会例会への参加 ●医師会報への広報記事掲載依頼 ●民生児童委員協議会での講演 ●病院立入検査を利用し、病院70施設の管理者等に対し、DVについての情報提供を行い、協力依頼を実施 ●相談に応じて、個別検討会を開催するなどし、関係機関の情報共有及び共通認識を醸成 ●事例があった場合は、配偶者暴力相談支援センター等を紹介 ●配偶者からの暴力の被害者の子どもの保護に関する連携	●医療・福祉・教育・司法関係者に対してDV被害者の早期発見を促す。 ●相談窓口の周知 ●DV被害者が治療等のために利用する医療機関の医療従事者が、DV被害に気づき、被害者を支援相談窓口へと繋げることが出来るよう、医療従事者への情報の発信 ●被害者を発見した際の対応方法の周知 ●一人で悩み相談できないケースへの対応 ●相談事例がないため、DV被害者に気づいていない可能性がある。 ●児童相談所と配偶者暴力相談支援センターとの連携強化 ●子どもを見守り支援を行ううえで、関係者(機関)間の役割分担が明確になっていない場合や連携が十分でない場合がある。	●各分野の機関紙等への啓発記事の掲載 ●必要に応じて、継続して啓発を行う。 ●被害者の早期発見・相談につなげる体制整備 ●引き続き、DV被害者への発見に努め、関係機関との連携を図る。 ●配偶者からの暴力の被害者の子どもの保護に関する連携 ●児童相談を通じてDV情報を得た場合等、配偶者暴力相談支援センターと情報共有を密にし、緊密な連携を図っていく。 ●関係者に、DVの現状と子どもへの対応など、DVに関わる情報提供を行っていく。	●各分野の機関紙等での啓発のため、庁内に協力依頼するとともに、直接要請する。 ●被害者を発見した際の対応方法等を関係機関間で確認し合いながら、状況に応じて研修や個別検討を行い、相談スキル等の向上を図り専門性を高める。 ●スムーズに相談機関につなげるため、医療相談室に相談機関カード等を配置するなど情報提供窓口として機能を整備する。 ●外来待合スペース等に相談機関カードを設置するなど情報提供を行う。 ●教育関係者に対して、配偶者暴力相談支援センター等と連携したDV被害者支援についての情報提供 ●配偶者からの暴力の被害者の子どもの保護に関する連携 ●児童相談所と配偶者暴力相談支援センターとの連携により、状況に応じて子どもの一時保護を実施するとともに、子どもにとっての最善の援助を行う。 ●被害者及び他機関からの相談時には、ケース会等に参加し対応の仕方等を検討すると共に他機関との連携を図る。	国に担当者名簿を作成を依頼(法務局・労働局)	国・県関係の担当者名簿を作成し、相談事例など迅速な情報共有を図る				●医療分野等からの相談が増え、相談の間口が広がる。 ●DV被害者の早期発見を行うことができる。また、相談があったときは、連携して支援できるような体制が出来ている。 ●被害者を支援するための情報が把握できていて、相談事例があった場合に相談者に適切な情報の提供ができる。 ●教育関係者に対する情報提供により、被害者を発見した際に、適切な対応ができる。	県民生活・男女共同参画課/女性相談支援センター/医事業務課/福祉保健所/児童相談所/県立病院課/教育委員会	23
体制整備 (1) 相談窓口の周知と相談につなげる体制整備	② 発見、通報及び相談に関する体制整備 ●子どもの人権110番との連携強化 ●苦情処理の体制整備	●法務局の人権部門との連携 ●苦情処理は、それぞれの機関や専門部署で対応している。	●法務局の人権部門との連携 ●苦情に対する対応はそれぞれが行ってきた。	●子どもからのSOSをDV被害者支援につなげる。 ●苦情に対する迅速で適切な処理が必要	●法務局との連携強化 ●法務局も含めた担当者名簿の作成	●法務局も含めた担当者名簿の作成 ●職員研修等の実施による二次被害の防止 ●苦情に対する迅速で適切な処理 ●配偶者暴力相談支援センターとの連携による体制の確立	法務局との連携					●法務局(人権擁護委員等)と県との連携が図られ、被害者支援ができています。	県民生活・男女共同参画課/女性相談支援センター	23
							苦情に関する県民生活・男女共同参画課と配偶者暴力相談支援センターとの情報共有					●各機関が適切な対応を行うことにより、二次被害の発生がなく、不満があった場合も、速やかに是正してもらえる体制ができています。	県民生活・男女共同参画課/女性相談支援センター/警察本部	23

重点目標	取組項目	現状(H24.3.31時点)	これまでの取組	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	第2次計画で目指すべき姿	担当課	計画冊子記載ページ	
(2) 配偶者暴力相談支援センターの機能の強化	向① 配偶者暴力相談支援センターの職員の専門性の向上	●相談員や心理ケア担当職員等に対する専門研修の実施及び専門研修への参加	●配偶者暴力相談支援センターは、女性相談員4名・夜間休日相談員3名体制で、非常勤職員という身分のため有資格者ばかりではない。 ●県内外での相談員の専門研修へ参加するなど、相談員の専門性の向上を図っている。	●研修内容の充実に努め、それぞれの相談員の専門性を高めてきた。 ●県内外での相談員の専門研修等への参加	●専門研修のための経費の確保が必要	●種々の専門研修に積極的に参加し、専門性の向上を図る。 ●年1回は、全員専門研修に参加する。						●専門研修に参加することなどにより、相談員がスキルアップして、より充実した相談体制を実現する。	女性相談支援センター	24	
		●相談員に対するスーパーバイズの実施	●精神科医による2か月に1回のスーパーバイズの実施 ●市町村等に対するアドバイスの実施	●精神科医による2か月に1回のスーパーバイズの実施 ●市町村等に対するアドバイスの実施		●種々の専門研修に積極的に参加し、専門性の向上を図る。 ●スーパーバイズ、所内研修の充実 ●市町村等に対するアドバイスの実施	●年1回は、全員専門研修に参加する。 ●スーパーバイズ、所内研修の充実 ●市町村等に対するアドバイスの実施						●多様な被害者に対する支援の充実が図られている。	女性相談支援センター	24
	② 県の他機関との連携強化	●住民の身近な窓口として、福祉保健所でのDV被害者の支援	●DV対策ネットワーク会議や要保護児童対策地域協議会で定期的に機関間の話し合いの場を設定 ●事例があれば配偶者暴力相談支援センターや児童相談所と連携して対応している。	●DV対策ネットワーク会議や要保護児童対策地域協議会で定期的に機関間の話し合いの場を設定 ●事例があれば配偶者暴力相談支援センターや児童相談所と連携して対応している。	●福祉保健所内での連携(生活保護・精神・母子児童担当)	●福祉保健所内での情報共有及び連携を継続して行う。 ●配偶者暴力相談支援センターなど関係機関との連携を継続して行う。	●個別検討会の実施 ●相談時対応						●配偶者暴力相談支援センターとスムーズに継続できる体制ができています。	福祉保健所	25
		●福祉保健所との連携強化	●福祉保健所ブロックで、地域の関係者による会議を開催し、連携を図った。 ●DV対策ネットワーク会議や要保護児童対策地域協議会で定期的に機関間の話し合いの場を設定 ●事例があれば、連携して対応している。	●各福祉保健所ブロック会の開催 平成23年度4回 ●DV対策ネットワーク会議や要保護児童対策地域協議会で定期的に機関間の話し合いの場を設定 ●事例があれば、連携して対応している。	●DV問題についての理解の向上が必要 ●地域レベルでの見守りネットワークの必要性 ●福祉保健所内での連携(生活保護・精神・母子児童担当)	●福祉保健所内での情報共有及び連携を継続して行う。 ●福祉保健所と配偶者暴力相談支援センターなど、関係機関との連携を継続して行う。 ●地域での研修会などを通じ関係づくりを行う。	●福祉保健所等での研修会参加 ●個別検討会の実施 ●相談時対応						●配偶者暴力相談支援センターと福祉保健所がスムーズに継続できる体制ができています。	女性相談支援センター/福祉保健所	25
	●児童相談所との連携強化	●相互理解を深めるため、児童相談所と配偶者暴力相談支援センターとの連絡協議会を行った。 ●女性相談支援センター(配偶者暴力相談支援センター)から児童相談所への通告・相談件数 23年度 中央 2件 (内虐待2件) 幡多 0件	●児童相談所との連絡協議会開催 平成23年度1回 ●配偶者からの暴力の被害者の子どもの保護に関する連携	●DV問題についての理解の向上が必要 ●地域レベルでの見守りネットワークの必要性 ●児童相談所と配偶者暴力相談支援センターとの連携強化	●地域での研修会などを通じ関係づくりを行う。 ●配偶者からの暴力の被害者の子どもの保護に関する連携	●児童相談所との連絡協議会開催 ●児童相談所と配偶者暴力相談支援センターとの連携により、状況に応じて子どもの一時保護を実施するとともに、子どもにとっての最善の援助を行う。							●配偶者暴力相談支援センターと児童相談所がスムーズに継続できる体制ができています。 ●連携が強化され、その関係がスムーズに継続できる体制ができています。 ●DV被害者の同伴の子どもに、必要な保護とケアが十分にできています。	女性相談支援センター/児童相談所	25

重点 目標	取組項目	現状(H24.3.31時点)	これまでの取組	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	第2次計画で目指すべき姿	担当課	計画冊子 記載 ページ	
機 能 の 強 化 配 偶 者 暴 力 相 談 支 援 セ ン タ ー の	③ 市町村との連携強化	●住民の身近な窓口として、市町村相談窓口でのDV被害者の支援	●市町村での対応は、温度差があり、十分とは言えない。	●研修会の実施 ●対応マニュアルの作成・配布	●DV問題についての理解の向上が必要 ●市町村間の温度差 ●町村の職員体制のせい弱さ ●各部門での適切な対応	●地域での研修会などの実施 ●会議等を通じた関係づくり	●市町村での関係機関間連携の強化に向けて連絡会を開催	サポートブック作成					●市町村で主体的にDV被害者支援に取り組んでいる。	女性相談支援センター	25
		●市町村の取組に対する助言等	●DV被害者サポートブックを作成・配布、研修、また、必要に応じてアドバイスを行っているが、主体的な支援等はまだまだ不十分	●DV被害者サポートブック作成 ●DV被害者サポートブックを活用した研修等の実施	●DV問題についての理解の向上が必要 ●市町村間の温度差 ●町村の職員体制のせい弱さ	●地域での研修会などの実施 ●会議等を通じた関係づくり ●困難事例等に対するアドバイスの実施 ●DV被害者サポートブックの改訂版の作成	●市町村での関係機関間連携の強化に向けて連絡会を開催 ●DV被害者サポートブックの改訂版の作成	サポートブック作成					●市町村で主体的にDV被害者支援に取り組んでいる。	女性相談支援センター	25
づ く り 高 齢 者 、 障 害 者 、 外 国 人 が 相 談 し や す い 体 制	① 配偶者暴力相談支援センターの周知	●高齢者、障害者、外国人の相談窓口での周知	●高齢者総合相談センターにおいて、相談の受け付け(H23:981件) 一般相談:842件 専門相談:139件 ●認知症コールセンターにおいて、相談の受け付け(H23年度:422件) ●相談案件によって、DV関係の相談があれば各専門機関と連携	●一般県民及び市町村地域包括支援センター等から、高齢者やその家族が抱える保健・福祉・医療など各種の心配ごとや悩みごとについて、電話や来所などにより相談に応じる。また、弁護士等による専門相談を開催する。 ●高齢者総合相談センター窓口周知のためリーフレットを配布(約900か所、10,000部) ●認知症コールセンター窓口周知のためテレビCM等による周知 ●障害者電話相談や市町村における相談支援窓口への情報提供 ●相談案件によって、DV関係の相談があれば各専門機関と連携	●高齢者総合相談センターへの相談件数の減少(H19:1,132件、H20:1,261件、H21:1,050件、H22:1,038件、H23:981件) ●県民への認知症コールセンターの周知 ●障害者相談窓口等との連携 ●外国人向け相談窓口の周知不足	●県民への幅広い広報の継続 ●法改正による障害者相談支援の充実強化と合わせて、相談窓口等での啓発を行う。 ●外国人向け相談窓口の周知、これまで以上に情報を共有し連携	●高齢者総合相談センターリーフレットの配布、市町村広報誌への記事掲載等 ●認知症コールセンターのテレビ、ラジオ、広報誌等による周知等 ●相談支援専門員研修等での周知 ●外国人向け相談窓口をPRする啓発チラシの作成	高齢者総合相談センターリーフレットの配布、市町村広報誌への記事掲載等	認知症コールセンターのテレビ、ラジオ、広報誌等による周知等	相談窓口等における障害者虐待防止と合わせた周知	多言語化による周知 相談窓口における配偶者暴力相談支援センターのPR	●必要な時に連絡できるよう、高齢者総合相談センターと認知症コールセンターの窓口が周知されている。 ●障害者虐待、高齢者虐待、DV等について防止等の対策を行っている。 ●配偶者暴力相談支援センターが、各相談機関の窓口職員や県民に広く周知されている。	高齢者福祉課/障害保健福祉課/文化・国際化	26	

重点目標	取組項目	現状(H24.3.31時点)	これまでの取組	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	第2次計画で目指すべき姿	担当課	計画冊子記載ページ
(3) 高齢者、障害者、外国人が相談しやすい体制づくり	① 配偶者暴力相談支援センター	●外国語パンフレット等の作成及び関係機関への配置 ●高齢者の相談が増加しており、外国人等からの相談もあることから、一定の周知はできているが不十分	●国際交流協会でのチラシ等啓発物の配置 ●国際交流協会等の生活相談窓口にて外国語パンフレットを備え付ける。	●一般的な啓発物では、外国人や高齢者などには対応できない部分がある。 ●備え付け先との連携	●外国語パンフレットや点字パンフレット等の配置 ●DV問題についての理解促進	●ターゲットを絞ったチラシ等の作成の検討 ●関係機関へ配置の働きかけ ●国や他機関が作成したチラシ等を関係機関に配置 ●パンフレット等の作成を通じて関係者への啓発を行う。 ●相談窓口をPRする啓発チラシの作成	チラシ等の配置先拡充		チラシ等によるDV理解、相談窓口の広報			●相談窓口として配偶者暴力相談支援センターがあり、通訳にも対応できることが周知されている。	県民生活・男女共同参画課/女性相談支援センター/文化・国際課	26
	② 各相談機関における相談機能の強化	●各団体の研修会等でのDV防止のための啓発 ●高齢者等の各団体から依頼があれば、職員の派遣などにより研修を行うが、依頼そのものが少ない。 ●高齢者と障害者の権利擁護問題を協議する場が設けられた。 ●障害者110番における相談内容は、福祉施策や生活に関するものがほとんどで、DVIに関する相談はない。 ●精神保健福祉センターのホームページやパンフレット等により心の健康相談の周知 ●精神保健福祉センターへの相談及び関係機関からの紹介のあった相談者への対応	●高齢者等の各団体への働きかけがあまりできていない。 ●民生・児童委員や人権擁護委員、支援にかかわる団体の研修機会を通じた啓発 ●高齢者及び障害者権利擁護連携会議の設立(9/14) 構成団体:高知県医師会、高知弁護士会、他18団体 構成委員:20名 ●障害者電話相談事業(障害者110番)における相談受付 平成23年度実績 1,463件 (うち人権・法律 38件) ●精神保健福祉センター専門性を生かした相談支援体制の充実	●DV担当課が、通常福祉関係団体等とのつながりがない。 ●備え付け先との連携 ●高齢者及び障害者権利擁護連携会議の各団体で虐待(権利擁護含む)に関する研修会を行っているが、支援先が異なっている。(職種により、受取り方が違う) ●障害者虐待防止法の施行や法改正による相談支援の充実に対応できる人材及び体制の確保 ●精神保健福祉センター関係機関の連携 ●国際交流・協力関係団体、関係者へのDVの周知	●庁内福祉関係課を通じた連携の検討 ●DV問題についての理解促進 ●高齢者及び障害者権利擁護連携会議の各団体における虐待(権利擁護含む)に対する取組み内容等の確認と協力体制の構築 ●障害者110番担当者や相談支援従事者のスキルアップ ●精神保健福祉センター関係機関との連携強化	●それぞれの分野の相談窓口との連携 ●地域包括支援センター・あったかふれあいセンター等のブロック別関係機関連絡会議への参加要請 ●DV対策連携支援ネットワークの拡充 ●高齢者及び障害者権利擁護連携会議の各団体間における意見交換及び研修会の開催 ●関係団体に対する研修会等の実施の働きかけ ●連携方法の確認 ●スキルアップのための研修実施や情報提供 ●精神保健福祉センター ●具体的な相談支援業務を通して関係機関と顔の見える関係づくり ●民間団体連絡協議会での周知	庁内担当者等を通じて、会議の情報収集や関係団体等への働きかけ		関係団体の総会・総研修会の機会を捉えたDV啓発			●それぞれの分野の身近な相談窓口で、DV相談があった場合に、配偶者暴力相談支援センターや警察などを紹介するなどの対応ができる。 ●虐待(権利擁護を含む)の被害者となったり、虐待を確認した場合、誰もが相談できる機関(施設)を知っている。 ●障害者虐待、高齢者虐待、児童虐待、DVIについて防止等の対策を行っている。 ●民間国際交流、協力団体、関係者へのDVの認知が図られている。	県民生活・男女共同参画課/女性相談支援センター/高齢者福祉課/障害保健福祉課/文化・国際課	26
	●高齢者総合相談センター、地域包括支援センター、認知症コールセンターの周知及び配偶者暴力相談支援センターとの連携	●高齢者総合相談センターのリーフレットを配布(約900か所、10,000部)。 ●認知症コールセンターのポスター(5千部)チラシ(6万枚)作成及びテレビ・ラジオでの周知 ●研修会等でのDV防止啓発なし ●相談窓口PR用チラシの配布	●高齢者総合相談センターのリーフレットを行政機関、郵便局、銀行等に配布。(毎年約900か所、10,000部を配布)。 ●行政機関、社会福祉協議会、イオン、コンビニエンスストア等で認知症コールセンターのポスター掲示、チラシ配布 ●認知症コールセンターについて、テレビCM212本、ラジオCM90本放送 ●相談窓口PR用チラシの配布	●高齢者総合相談センターのリーフレット配布部数の累積部数は増加するが、相談件数は年々減少しており、配布部数と相談件数が比例しない。 ●より多くの県民への認知症コールセンターの周知 ●国際交流・協力関係団体、関係者へのDVの周知 ●周知不足	●相談件数の増加につながる配布方法を検討 ●様々なメディアを使った、認知症コールセンターの周知 ●DV問題についての理解促進 ●研修会等での周知 ●これまで以上の国際交流協会のPR	●高齢者を含む世帯に限定した配布方法の模索と確立 ●認知症コールセンターのテレビ、ラジオ、広報誌等による周知等 ●連携方法の確認 ●民間団体連絡協議会での周知 ●チラシの増刷などによりPRの強化	高齢者を含む世帯に限定した高齢者相互相談センターリーフレットの配布方法の模索と確立		団体の研修機会を通じ広報啓発			●虐待(権利擁護を含む)の被害者となったり、虐待を確認した場合、誰もが相談できる機関(施設)を知っている。 ●民間国際交流、協力団体、関係者へのDVの認知が図られている。	女性相談支援センター/高齢者福祉課	26
●障害者110番や高知いのちの電話の周知及び配偶者暴力相談支援センターとの連携	●障害者110番における相談内容は福祉施策や生活に関するものがほとんどで、DVIに関する相談はない。	●障害者電話相談事業(障害者110番)における相談受付 平成23年度実績 1,463件 (うち人権・法律 38件)	●障害者虐待防止法の施行や法改正による相談支援の充実に対応できる人材及び体制の確保 ●精神保健福祉センターと関係機関の連携	●障害者110番担当者や相談支援従事者のスキルアップ ●精神保健福祉センターと関係機関との連携強化	●スキルアップのための研修実施や情報提供 ●具体的な相談支援業務を通して精神保健福祉センターと関係機関との顔の見える関係づくり	相談窓口や従事者のスキルアップ		相談窓口や従事者のスキルアップ			●障害者虐待、高齢者虐待、児童虐待、DVIについて防止等の対策を行っている。	女性相談支援センター/障害保健福祉課	27	

重点目標	取組項目	現状(H24.3.31時点)	これまでの取組	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	第2次計画で目指すべき姿	担当課	計画冊子記載ページ
(3) 高齢者、障害者、外国人が相談しやすい体制づくり	② 各相談機関における相談機能の強化	●心の健康相談の周知及び配偶者暴力相談支援センターとの連携	●精神保健福祉センターのホームページやパンフレット等により心の健康相談の周知 ●精神保健福祉センターへの相談及び関係機関からの紹介のあった相談者への対応 ●研修会等でのDV防止のための啓発	●精神保健福祉センターの専門性を生かした相談支援体制の充実 ●研修会等でのDV防止のための啓発を、福祉保健所、配偶者暴力相談支援センターと共催で実施	●精神保健福祉センターと関係機関の連携 ●相談窓口としての周知と、相談につなげる体制整備	●精神保健福祉センターと関係機関との連携強化 ●福祉保健所と関係機関との連携 ●具体の相談支援業務を通して精神保健福祉センターと関係機関との顔の見える関係づくり ●相談に応じた対応	精神保健福祉センターと関係機関との連携と相談機能の充実					●障害者虐待、高齢者虐待、児童虐待、DVIについて防止等の対策を行っている。 ●高齢者、障害者、外国人から相談があれば、相談しやすい体制づくりができています。	女性相談支援センター/精神保健福祉センター/福祉保健所	27
		●国際交流協会の周知、啓発チラシの作成及び配偶者暴力相談支援センターとの連携	●相談窓口PR用チラシの配布	●相談窓口PR用チラシの配布	●周知不足	●これまで以上の国際交流協会のPR	●チラシの増刷などによりPRの強化	チラシ等での積極的なPR						
	③ 相談窓口のバリアフリー化	●外国語通訳及び手話通訳等の確保	●県手話通訳設置事業及び市町村の手話通訳者・要約筆記派遣事業により、依頼に基づき手話通訳を実施 ●DV防止は外国人も対象にしており、毎年数人の相談者がいる。 ●通訳ボランティア、災害時通訳ボランティア、観光通訳ボランティア	●国際交流協会や民間の協力者の登録 ●手話通訳者・要約筆記者の養成研修の実施 ●掲示版等でボランティア登録へのPRの実施	●協力者のDVへの理解度が低い。 ●高知市以外では手話通訳者等が少ない。 ●ボランティア制度の周知不足	●協力者のDVへの理解を進める。 ●手話通訳者等の増員による安定的な派遣や相談窓口での対応ができる体制づくり ●ボランティア制度の周知	●協力者への研修 ●東部や西部地域での手話通訳者等の養成研修実施 ●各相談窓口との連携	団体の研修機会を通じ広報啓発					●各団体との緊密な連携により、あらゆる人が相談しやすい体制が整っている。	女性相談支援センター/障害保健福祉課/文化・国際課
					通訳者の養成研修の計画的な実施									
					ボランティア制度の周知と各団体との連携									

＜基本の柱3 DV被害者の一時保護体制の充実＞

重点目標	取組項目	現状(H24.3.31時点)	これまでの取組	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	第2次計画で目指すべき姿	担当課	計画冊子記載ページ	
① 迅速な一時保護の実施 関係機関の連携による一時保護と安全の確保	●警察等と連携した安全の確保	●配偶者暴力相談支援センター、警察、福祉保健所、児童相談所等と連携した対応 ●一時保護所への避難の際は、必要に応じて警察官による搬送を行っている。	●年度当初に警察関係部署との連絡会を開催し、安全確保について確認 ●警察・市町村・福祉保健所・児童相談所と連絡会等を通じ連携強化 ●一時保護所への避難の際は、必要に応じて警察官による搬送を行っている。	●関係機関との連携 ●夜間休日は、小規模署での対応が困難な場合がある。	●適切かつ迅速な保護 ●関係機関との連携 ●一時保護所への避難の際は、必要に応じて警察官による搬送を行っている。	●警察関係機関との連絡会の開催 ●事例に応じた関係機関の連携による対応 ●一時保護所への避難の際は、必要に応じて警察官による搬送を行っている。	各関係機関との連絡会を開催し、連携関係を強化 事例に応じて警察官による搬送など、関係機関と連携した対応					●関係機関の連携が図られ、被害者及び同伴者を含めた非難時の安全の確保がスムーズに継続できる体制ができています。	女性相談支援センター/福祉保健所/警察本部	28	
	●迅速かつ安全に24時間対応できる保護体制の確立	●一時保護所の開設 ●ホテル等の避難場所を事前に確認し、避難できる体制を整えている。	●年度当初に警察関係部署との連絡会を開催し、安全確保について確認 ●警察・市町村・児童相談所と連絡会を通じ連携強化 ●民間シェルターとの連携を図る。 ●ホテル等の避難場所を事前に確認し、避難できる体制を整えている。	●被害者に応じ、きめ細かな時間・場所に対応した避難場所を決める。	●適切かつ迅速な保護 ●避難場所の確保、公費負担制度の充実を図る。	●警察関係機関との連絡会の開催 ●避難場所の確保、公費負担制度の充実を図る。	各関係機関との連絡会を開催し、連携関係を強化 避難場所の確保、公費負担制度の充実					●いつでも安心して避難できる場所が確保されている。	女性相談支援センター/警察本部	28	
	●県域を越えた広域での保護体制の整備	●民間シェルター等との連携	●民間シェルターとの連携を図る。	●他県の婦人相談所との連携が十分でない。	●関係機関等との連携	●広域保護のための連携の検討	各関係機関との連携関係を強化					●被害者保護のための広域連携が進んでいる。	女性相談支援センター	28	
	② 同伴者を含めた安全の確保	●被害者への保護命令制度の情報提供及び手続支援	●相談受理時における保護命令制度の教示の実施	●DV相談者に制度の情報提供、手続支援 ●警察との連携 ●相談受理時における保護命令制度の教示の実施	●制度の十分な理解を得るための方法の検討	●市町村での緊急時の安全確保 ●被害者に制度を十分理解させ判断させる。	●市町村に対する研修と取組の支援 ●相談時以外の落ち着いた時に、制度の説明をして理解をさせる。	保護命令制度の説明及び利用への積極的なアドバイスの実施、手続きの支援					●被害者が適切に判断して、保護命令制度を利用することができる。	女性相談支援センター/警察本部	29
		●関係機関に対する秘密の保持の徹底	●個別検討会の中で、情報を共有するとともに、秘密保持を徹底 ●行方不明者届出の拒否、又は手配方法を検討し、被害者が被疑者にわからないようにしている。 ●住民基本台帳の閲覧制限の早期実施 ●児童相談所と配偶者暴力相談支援センターとの連携により、状況に応じて子どもへの一時保護を受けるとともに、子どもにとっての最善の援助がなされるよう関与する。	●情報共有の強化 ●セキュリティ対策の強化 ●配偶者暴力相談支援センター、警察、児童相談所等と連携し事例に対応 ●初任者研修から新任者教頭研修等、教育センターで行う「法規研修」では、守秘義務の具体的な事例として、家庭内でのDVに対して職員が把握しておく必要性と、関係者以外に一言も漏らしてはならないことを確認している。 ●行方不明者届出の拒否、又は手配方法を検討し被害者が被疑者にわからないようにしている ●住民基本台帳の閲覧制限の早期実施 ●配偶者からの暴力の被害者の子どもの保護に関する連携	●市町村担当者の精神的な負担が大きくなるような相談窓口担当者等の心のケアが必要 ●適切な情報管理 ●配偶者暴力相談支援センターと情報を共有し、すぐ避難状況がわからないようにする。 ●児童相談所と配偶者暴力相談支援センターとの連携強化	●関係機関の連携 ●適切な情報管理の徹底 ●配偶者暴力相談支援センターとの情報の共有 ●配偶者からの暴力の被害者の子どもの保護に関する連携	●引続き個別検討会を行うなかで、秘密保持の徹底を周知 ●相談窓口担当者等関係者同士で心のケアを行う。 ●指導事務担当者会において、DV被害者支援について情報提供を行う。 ●配偶者暴力相談支援センターと、都度積極的な情報交換を行う。 ●児童相談所と配偶者暴力相談支援センターとの連携により、状況に応じて子どもへの一時保護を実施するとともに、子どもにとっての最善の援助を行う。 ●教育関係者に対して、配偶者暴力相談支援センター等と連携した、DV被害者支援について情報提供	情報共有の徹底、情報管理の強化 必要に応じて個別検討会の実施 子どもにとって最善の援助ができるよう連携強化					●関係機関の連携が図られ、被害者及び同伴者を含めた安全の確保がスムーズに継続できる体制ができています。 ●避難した被害者が加害者からの追求を免れ適正な手続がとれるようにする。 ●連携が強化され、その関係がスムーズに継続できる体制ができています。 ●DV被害者の同伴の子どもに、必要な保護とケアが十分にできています。 ●DV問題について、各学校等で情報管理が徹底されている。	女性相談支援センター/福祉保健所/児童相談所/教育委員会/警察本部	29
		●一時保護期間中に、入所者が安心して過ごせる環境の整備	●配偶者暴力相談支援センターと連絡を取り、緊急時には対応している。	●入所中の見守り支援の充実 ●配偶者暴力相談支援センターと連絡を取り、緊急時には対応している。	●被害者に安心感を持たせ、加害者からの追求を防ぐため、適宜巡回を行う。	●配偶者暴力相談支援センターと連携し、必要に応じた巡回等の対応を行う。	●配偶者暴力相談支援センターと連携し、必要に応じた巡回等の対応を行う。	必要に応じた巡回等の実施 一時保護所のセキュリティ・入所者の見守り支援					●巡回等を実施することで、一時保護所に入所中の被害者が安心して生活ができるようになる。	女性相談支援センター/警察本部	29

重点目標	取組項目	現状(H24.3.31時点)	これまでの取組	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	第2次計画で目指すべき姿	担当課	計画冊子記載ページ	
(2) 配偶者暴力相談支援センターにおける一時保護体制の充実	① 被害者の心理ケアの充実	●専門機関との連携による心の健康の回復支援	●民間団体のカウンセラーのメンタルヘルスを月4回実施 ●退所後個別カウンセリングが必要な者には、専門機関に依頼し実施	●民間団体のカウンセラーのメンタルヘルスを月4回実施 ●退所後個別カウンセリングが必要な者には、専門機関に依頼し実施	●回復に時間がかかる。 ●多様な被害者への対応	●被害者の状況に応じたケアができるような対応の充実	●民間団体のカウンセラーのメンタルヘルスを月4回実施 ●退所後個別カウンセリングが必要な者には、専門機関に依頼し実施 ●精神保健福祉センターとの連携	民間団体・専門機関に依頼しメンタルヘルス実施					●被害者の心の健康を回復するための支援が整っている。	女性相談支援センター	30
		●心理ケア担当による心の健康回復支援	●入所者に対して、毎週火曜日に、心理教育、リラクゼーションの実施	●入所者に対して、毎週火曜日に、心理教育、リラクゼーションの実施	●心理ケア担当者のスキルアップ	●専門性の確保	●入所者に対して、毎週火曜日に、心理教育、リラクゼーションの実施	入所者に対する心のケアの実施					●被害者の心の健康を回復するための支援が整っている。	女性相談支援センター	30
	② 子どもの心身のケアの充実	●児童相談所等と連携した子どもの心理判定やカウンセリングの実施	●「児童の家庭におけるDVは心理的虐待にあたる。」と虐待防止法で定義されており、一時保護等を行った子どもには、心理判定やカウンセリング等を実施している。	●一時保護及び施設入所措置を行った子どもの状況に応じて児童への心理判定やカウンセリング等実施	●DVにかかる子どもの心理的ケアの必要性が関係機関にまだ認識されていない。 ●配偶者暴力相談支援センターと児童相談所との連携の強化及び役割分担の再確認	●ケアが必要な同伴児がある場合は迅速な対応を行う。 ●状況に応じた児童の一時保護 ●女性相談支援センター、療育福祉センター、児童相談所の連携した対応	●配偶者暴力相談支援センターと児童相談所との連携強化 ●一時保護及び施設入所措置を行った子どもの状況に応じて子どもへの心理判定やカウンセリング等実施	ケアを必要とする同伴児に対する迅速な対応 子どもの心理判定やカウンセリング等の実施					●関係機関の連携により、同伴児の心身のケアができています。 ●効果的なケア(心理判定、カウンセリング)が実施されている。	女性相談支援センター/児童相談所	30
		●療育福祉センターと連携した障害の心配のある子どもへの対応	●診断後の障害受容の支援や福祉サービス、医療情報の提供など、保護者を支えることが十分にできていないとは言えない。	●「療育福祉センター及び中央児童相談所の今後のあり方を考える会」において、相談支援のあり方を検討中	●DVにかかる子どもの心理的ケアの必要性が関係機関にまだ認識されていない。 ●子どもに関わる関係機関に、子どもの心のケアを行う人材が不足している。 ●療育福祉センターの診察を要する児童を同伴しても、予約がいっぱいですぐに受け取ることができず、行政サービスの導入が遅れる。(DV被害者への負担軽減として相談のみ入所中にしてもらっている。) ●療育福祉センター及び中央児童相談所の連携のあり方 ●保護者等が必要とする情報を積極的に発信していく必要	●ケアが必要な同伴児がある場合は迅速な対応を行う。 ●考える会の提言に基づく取組	●配偶者暴力相談支援センターと療育福祉センター等との連携強化 ●保護者等が必要とする情報の積極的な発信 ●親の会等への活動支援 ●交流の場の整備	ケアを必要とする同伴児に対する迅速な対応 考える会の提言に基づく取組 両機関の連携のあり方検討					●保護者支援の充実 ●関係機関の連携により、同伴児の心身のケアができています。	女性相談支援センター/療育福祉センター	30
	③ 保育、学習支援の充実	●安心して遊ぶことのできる環境の整備	●保護している子どもへのプレイセラピー等の機会を提供	●保護している子どもへのプレイセラピー等の機会を提供 ●ベビーシッターの確保	●保護期間が短期のため、日程調整が難しい。	●遊びの場の確保 ●保護している子どもへのプレイセラピー等の機会を提供	●遊びの場の確保 ●ベビーシッターの確保 ●被害者が心の相談等をする際に、同伴児へのプレイセラピー等の機会を提供	ベビーシッターの確保・遊び場の確保 事例に応じたプレイセラピー等の機会の提供					●入所中の子どもたちが、安心して遊ぶことができる。	女性相談支援センター/教育委員会	31
		●学校と連携した一時保護所での教育支援	●教員OBによる学習支援実施	●教員OBによる学習支援実施	●代替教員OBの不足 ●学校の協力体制	●学習機会の確保	●教員OBによる学習支援 ●学校との連携強化	学校と連携した学習支援					●入所中の子どもたちが、安心して学ぶことができる。	女性相談支援センター/教育委員会	31
		●就学のためのさまざまな制度の情報提供と手続支援	●家庭の状況に関わらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会を作るために家庭の教育費の負担を軽減している。 ●経済的理由等で高等学校等への進学を断念することのないよう進学・就学を支援している。	●授業料無償化の実施(専攻科を除く)により、すべての生徒が等しく学べる支援を行った。 ●専攻科の生徒への授業料の減免 ●平成22年度からの貸与要件の緩和等により制度の拡充を図り、これまで対象とならなかった生徒の学びを支援した。 ●奨学金の新規決定者に対し、早期貸与を行った。	●就学のための情報共有が不十分	●家庭の状況に関わらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会を作るために家庭の教育費の負担を軽減する。 ●経済的理由等で高等学校等への進学を断念することのないよう進学・就学を支援する。 ●学習機会の確保 ●制度の情報収集と情報提供	●授業料無償化の実施(専攻科を除く)により、すべての生徒が等しく学べる支援を行う。 ●専攻科の生徒への授業料の減免	多様な制度の情報収集と情報提供 公立高等学校授業料無償化の継続 現行貸付制度のサービス水準の維持					●就学のための制度が、周知されている。 ●家庭の状況に関わらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会を作るために家庭の教育費の負担を軽減する。 ●経済的理由等で高等学校等への進学を断念することのないよう進学・就学を支援する。	女性相談支援センター/教育委員会	31

重点目標	取組項目	現状(H24.3.31時点)	これまでの取組	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	第2次計画で目指すべき姿	担当課	計画冊子記載ページ	
（2） 一時保護 配偶者暴力相談 支援センター における 充実	④ 災害に備えた 体制づくり	●設備の見直しや避難訓練等の実施による安全対策 ●避難訓練の実施 ●ガラス飛散防止など、地震による危険回避ための対応	●避難訓練の実施 ●ガラス飛散防止など、地震による危険回避ための対応	●予算の確保	●業務の継続	●南海地震等の対策として年3回の避難訓練 ●地震防災対策マニュアルの策定	避難訓練の実施					●災害時の入所者の安全を確保できている。	女性相談支援センター	31	
		●備蓄等の充実	●短期の孤立を想定した備蓄	●年1回の避難訓練 ●備蓄品(3日分)	●予算、場所の確保	●業務の継続	●備蓄品等の拡充(3日分→1週間分) ●地震防災対策マニュアルの策定	備蓄品の適正確保					●災害時の入所者の安全を確保できている。	女性相談支援センター	31
		●代替施設による事業の継続	●施設が被害を受けた場合の代替施設として定めたものはない。	●地震も含め、施設外への避難を想定していなかったため、施設の耐震や備蓄等を図った。代替施設として定めたものはない。	●南海地震による津波対策を見直す必要がある。	●施設が被害を受けた場合の代替施設を定めておき、災害等による業務の停滞を防ぐ。	●県有施設等の活用について、関係課等と協議し検討していく。	担当課等との協議、検討により代替施設の確保					●BCPが検討され、災害等が起こった場合も、すぐに業務を再開できる。	県民生活・男女共同参画課/女性相談支援センター	31
（3） 民間支援施設等との連携による 一時保護体制の 充実	① 郡部における 一時保護	●郡部における一時保護施設の確保	●一時保護委託先(4か所)を確保	●県東部に保護施設がない。	●どこの地域に住んでいても保護できる環境を整える。	●県東部での委託施設の開拓 ●一時保護委託先(4か所)の維持	県東部での委託先確保・現委託先の継続					●県内どこでも、一時保護ができる体制が整っている。	女性相談支援センター	32	
	② 民間支援施設等との 連携	●民間シェルターとの連携による一時保護体制の充実	●民間シェルターでの保護が適当な場合など、連携して一時保護を行っている。23年度民間シェルター利用者(DV以外も含む。):50世帯、79名、延日数969日 ●一時保護委託先(4か所)	●DV対策連携支援ネットワークへの民間シェルター運営団体の参加 ●民間シェルターとの連携と運営に係る補助の実施	●民間シェルターの拡充 ●県東部、県外の委託先確保	●既存の支援団体との連携強化 ●どこの地域に住んでいても保護できる環境を整える。	●既存の支援団体との連携強化 ●一時保護委託先(4か所)の維持	民間シェルターに対する補助の実施 県東部及び県外での委託先確保・現委託先の継続					●官民で被害者の一時保護を円滑に行う。	県民生活・男女共同参画課/女性相談支援センター	32
		●障害者及び高齢者施設の 活用の検討	●施設等の職員を対象とした権利擁護の研修会を実施 ●高齢者虐待防止ネットワークの構築(H22年9月、18市町村で構築済)	●高齢者総合相談事業及び権利擁護研修会における講演会及び研修会を開催し、協力を要請 ●高齢者虐待防止ネットワークの構築の斡旋	●保護が必要な場合でも受入定員を超えるため受入が困難である状況がある。 ●高齢者虐待に組織で対処する体制づくりが不十分な場合がある。	●近隣の施設との連携を強化させる。 ●保護可能な施設との連携強化	●研修時に参加施設名簿を配布し、施設間での協力体制を構築させる。 ●高齢者に携わる施設において、虐待防止に係る一時保護活動の協力体制を確立させる。	高齢者支援施設職員の資質の向上と研修会等の実施 受入施設の確保と連携の強化					●高齢者利用施設職員の資質が向上し、高齢者の尊厳が保たれる高齢者支援施設の確立と連携を目指す。 ●市町村において受入施設を確保することで、速やかに保護し、穏やかな日常を送れる仕組みづくりを目指す。 ●障害者虐待、高齢者虐待、児童虐待、DVについて防止等の対策を行っている。	高齢者福祉課/障害保健福祉課	32

＜基本の柱4 DV被害者の自立支援

重点目標	取組項目	現状(H24.3.31時点)	これまでの取組	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	第2次計画で目指すべき姿	担当課	計画冊子記載ページ
① 住宅の確保 DV被害者の生活再建	●県営住宅の募集時の優先措置による支援	●県営住宅への入居は、公募が原則であることからDV被害者についても定期募集により、入居の募集を行っている。	●平成23年度は、募集戸数162戸に対する、977名の有効申込者のうち、4名のDV被害者の申し込みがあり、抽選により1名が当選したが、後日辞退された。	●DV被害者の住宅が必要な時期と定期募集の時期が一致するとは限らないので、DV被害者の自立時期に臨機応変に対応することが必要である。	●DV被害者を県営住宅への優先入居者として取り扱っていくとともに、緊急一時避難先住居としての住居提供を行っていく。	●DV被害者を県営住宅への優先入居者として取り扱っていく。 ●緊急一時避難先住居として、提供するため、行政財産の目的外使用を行う。						●定期の募集による応募者の入居に係る選考にあたって、DV被害者等の当選倍率を高める方法により選考する。 ●緊急を要する被害者の一時入居先として、行政財産の目的外使用許可を行い、県営住宅を提供していく。	住宅課	33
	●民間事業者の協力による住宅に関する情報の提供	●それぞれ状況の異なる被害者に応じた多様な住宅の確保が不十分	●県の自立支援施設の活用や民間事業者等の協力により住宅を確保	●DV被害者の希望している生活圏域に合致する物件の提供	●安定的な住宅の確保	●民間事業者との協力体制の確立 ●情報収集の充実						●それぞれ状況の異なる被害者に応じた多様な住宅の情報提供、確保ができていない。	女性相談支援センター	33
	●保証料補給制度、融資制度等の情報提供	●金銭面等により、住宅の確保が困難	●民間支援団体との連携による保証料の補給 ●民間住宅、公営住宅等の情報提供	●被害者の金銭負担の軽減 ●DV被害者の希望している生活圏域に合致する物件の提供	●住宅確保の支援	●民間事業者との協力体制の確立 ●民間支援団体との連携による保証料の補給 ●情報収集の充実						●それぞれ状況の異なる被害者に応じた多様な住宅の情報提供、確保ができていない。	女性相談支援センター	33
	●県職員住宅及び県営住宅の短期利用の検討	●DV被害者が一時保護所退所後に住居を確保するのは、保証人や収入面等の問題により困難を極める。 ●それぞれ状況の異なる被害者に応じた多様な住宅の確保が不十分 ●県営住宅への入居は、公募が原則であることからDV被害者についても定期募集により、入居の募集を行っている。	●県の自立支援施設の活用や民間事業者等の協力により住宅を確保 ●教職員住宅の一時利用 ●公営住宅の募集情報の提供 ●平成23年度の県営住宅の状況は、募集戸数162戸に対する、977名の有効申込者のうち、4名のDV被害者の申し込みがあり、抽選により1名が当選したが、後日辞退された。	●DV被害者は、保証人がいないことや収入がないこと等の問題により、民間の住宅を借りにくい状況にある。 ●DV被害者の希望している生活圏域に合致する物件の提供 ●DV被害者の住宅が必要な時期と定期募集の時期が一致するとは限らないので、DV被害者の自立時期に臨機応変に対応することが必要である。	●民間住宅を確保できない被害者のために、県職員住宅等の短期利用を検討 ●DV被害者を県営住宅への優先入居者として取り扱っていくとともに、緊急一時避難先としての住居提供を行っていく。	●県職員住宅の空室の目的外使用等による短期利用を検討 ●DV被害者を県営住宅への優先入居者として取り扱っていくとともに、緊急一時避難先住居として、提供するため、行政財産の目的外使用を行う。 ●市町村営住宅への優先入居措置の検討(県営住宅並)						●県職員住宅等の活用などにより、一時保護所退所者の住居の確保の道が広がる。 ●市町村においても、同様の取組を行う。 ●緊急を要する被害者の一時入居先として、行政財産の目的外使用許可を行い、県営住宅を提供していく。	県民生活・男女共同参画課/女性相談支援センター/職員厚生課/住宅課	34
② 就労支援の充実	●ハローワークとの連携による就職の促進	●就労支援機関との連携により、様々な形で就労、訓練につなげている。	●職場体験講習 ●職業訓練などの受講機会の提供 ●子育て支援や検定料などへの助成の仕組みづくり	●DV被害者の実情についての理解 ●就労先が特定される(清掃等) ●資格取得のための受験料などの費用負担 ●子どもの預け先の確保	●被害者に応じた就労機会の提供 ●就労しやすい子育て環境の確保	●一時保護、自立支援入所者への積極的な支援や働き掛け ●ハローワークとの連絡会の実施						●就労支援機関との連携により、希望する職種等に就労できている。	女性相談支援センター	34

重点目標	取組項目	現状(H24.3.31時点)	これまでの取組	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	第2次計画で目指すべき姿	担当課	計画冊子記載ページ	
(1) DV被害者の生活再建	② 就労支援の充実	●企業の理解の促進や求人情報の提供による就職の促進	●一時保護所入所者に対して就職情報を提供 ●就労支援機関との連携により、様々な形で就労、訓練につなげている。 ●企業におけるDVIに関する従業員研修は少ない。	●国際ソロプチミストなどにより、企業向けの意識啓発の実施 ●各種広報媒体を活用した広報の実施 ●ハローワーク等との連携 ●企業におけるDVIに対する啓発は、取り組まれている。	●業界団体や企業等とのつながりが薄い。 ●DV被害者の実情についての理解が不十分 ●企業において、DVIに関する啓発に関心が薄い。	●職域での研修の実施等も含め、労働局や関係課、関係団体と連携を強化する。 ●被害者に応じた就労機会の提供 ●就労しやすい子育て環境の確保 ●企業におけるDVIに関する従業員研修の実施	●業界の機関紙への啓発等を、関係課を通じて、もしくは、直接関係団体等へ働きかける。 ●機会を捉えて、労働局やハローワークとの連携による広報等に努める。 ●ハローワークとの連絡会の実施 ●企業への協力依頼 ●経営者団体等に対し、企業におけるDVIに関する従業員研修について、協力依頼	庁内担当者会等を通じた会議の情報収集や、関係団体等への働きかけ	労働局や関係団体が実施する会議等での広報	業界紙等での広報			●企業を含め、社会全体でDVIに対する理解ができていない。 ●企業におけるDVIに関する従業員研修が増加している。	県民生活・男女共同参画課/女性相談支援センター/雇用労働政策課	34
	●就業支援制度等の技能習得にかかる情報提供	●就労支援機関との連携により、様々な形で就労、訓練につなげている。 ●母子家庭の母は、一般的に所得が低く、生活が非常に厳しい状態 17年高知県ひとり親収入実態調査 0~150万円 56.2% 150万円~350万円 34.7% ●職業訓練全体の受講者は増加している。 訓練受講者数: H22年度873人→ H23年度992人	●職場体験講習、職業訓練などの受講機会の提供 ●子育て支援や検定料などへの助成の仕組みづくり ●母子家庭等就業・自立支援センターを通じ、ハローワークと連携を取りながら、被害者に求人情報を積極的に提供し、併せて、企業や民間団体の協力も得て、就職につながる効果的な支援を行う。 ●受講申し込み窓口であるハローワークや母子家庭等就業・自立支援センター、県HPによる広報	●DV被害者の実情についての理解 ●資格取得のための受験料などの費用負担 ●子どもの預け先の確保 ●母子家庭の母は、雇用情勢が厳しいうえ、就業時間帯や対象者のスキルの問題などにより、臨時、パート雇用が多く、望む職種に就職するのが難しい。 ●就労先が特定される(清掃等) ●職業訓練受講生全体の就職率に比べ、母子家庭の母等卒の受講生の就職率が低い。 (全体70.13%・母子母等50.0% H23年度訓練生:H24年5月現在)	●被害者に応じた就労機会の提供 ●就労しやすい子育て環境の確保 ●母子家庭向けの平成23年度の取組を継続するとともに、より一層求人情報の収集・提供等に努める。 ●訓練生の就職支援の強化	●一時保護、自立支援入所者への積極的な支援や働き掛け ●ハローワークとの連絡会の実施 ●一時保護入所者就職活動時の同伴児への託児実施、託児情報の収集と提供 ●母子家庭等就業・自立支援センター事業 ・就業相談、就業情報の収集・提供、就業あつせん、法律相談、パソコン講座 ほか ●職業訓練全体を対象として、県に就職支援員を新たに1名配置	●一時保護入所者就職活動時の同伴児への託児実施、託児情報の収集と提供 ●「こうちファミリーサポートセンター」の会員拡大に向けた課HP掲載等の広報 ●託児サービス付き職業訓練を実施するとともに、関係機関との情報交換により、ニーズの把握を行う。 ●母子家庭等就業・自立支援センターと共催し、就労に結び付く「パソコン講座や簿記講座等」(託児支援有り)を実施する。	制度の情報収集と情報提供	ハローワークとの連携による自立支援	母子家庭等就業・自立支援センター事業 ・就業相談、就業等移動相談、無料法律相談、パソコン講座 ほか	職業訓練受講生の就職支援の強化	●母子家庭等の生活弱者が経済的自立をするとともに、扶養している児童の福祉の増進を図る。 ●職業訓練受講生の就職率の向上が図られている。	女性相談支援センター/児童家庭課/雇用労働政策課	34	
	●就職活動及び技能習得時の託児支援	●高知市が設置している「こうちファミリーサポートセンター」について、会員は徐々に増えてきている。 「こうちファミリーサポートセンター」の会員数:1,044人(H23.3月末)→1,138人(H24.3末) ●民間教育訓練施設で行う職業訓練の受講者は増加しているが、託児利用者には非常に少ない。 訓練受講者数:H22年度873人(うち託児利用1人)→H23年度992人(うち託児利用2人) ●ソールで実施している託児支援のある「経済的に困難な状況にある女性のためのパソコン講座」におけるパソコン講座や就労応援フェアの実施により、新規就労を支援している。	●子育て支援や検定料などへの助成の仕組みづくり ●「こうちファミリーサポートセンター」の会員拡大に向けた広報 ●他の職業訓練を含め、ハローワーク窓口や母子家庭等就業・自立支援センターにおいて広報 ●経済的に困難な状況にある女性のためのパソコン講座における託児支援	●子どもの預け先の確保 ●「こうちファミリーサポートセンター」について、依頼会員に比べ援助会員が少なく、サポートする側の援助会員の増加が必要 ●託児サービス付き職業訓練の実施可能機関が限定されていることもあり、訓練コース数が限られている。 ●パソコン講座や就労応援フェアの就労効果についての検証が困難である。講座を受講しても、新規就労に結びつく可能性の低い高齢(60歳以上)の参加者が増加している。	●被害者に応じた就労機会の提供 ●就労しやすい子育て環境の確保 ●「こうちファミリーサポートセンター」の会員拡大に向けた広報の継続 ●託児サービスのニーズを踏まえたコース設定 ●就労の結びつく講座における託児支援	●一時保護入所者就職活動時の同伴児への託児実施、託児情報の収集と提供 ●「こうちファミリーサポートセンター」の会員拡大に向けた課HP掲載等の広報 ●託児サービス付き職業訓練を実施するとともに、関係機関との情報交換により、ニーズの把握を行う。 ●母子家庭等就業・自立支援センターと共催し、就労に結び付く「パソコン講座や簿記講座等」(託児支援有り)を実施する。	●一時保護入所者就職活動時の同伴児への託児実施、託児情報の収集と提供 ●「こうちファミリーサポートセンター」の会員拡大に向けた課HP掲載等の広報 ●託児サービス付き職業訓練を実施するとともに、関係機関との情報交換により、ニーズの把握を行う。 ●母子家庭等就業・自立支援センターと共催し、就労に結び付く「パソコン講座や簿記講座等」(託児支援有り)を実施する。	協力企業への就業の働きかけ		「こうちファミリーサポートセンター」の会員拡大に向けた課HP掲載等の広報	ニーズに応じた職業訓練の設定	●「こうちファミリーサポートセンター」が広く周知され、利用が図られている。 ●託児サービスを利用した職業訓練受講者数の増加が図られている。 ●パソコン講座や簿記講座等(託児付き)の実施について継続的に取り組むことで、就労を支援する。	女性相談支援センター/雇用労働政策課/ソール	34	

重点目標	取組項目	現状(H24.3.31時点)	これまでの取組	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	第2次計画で目指すべき姿	担当課	計画冊子記載ページ	
(1) DV被害者の生活再建	③生活支援の充実	●生活保護等の情報提供と手続に際しての支援 ●全市町にDV担当課が位置付けられた。 ●市町村が庁内調整できる体制になっていない。 ●生活保護等の情報提供と手続きの支援と実施 ●地域の関係機関が配偶者暴力相談支援センターと連携できるよう、調整や支援を実施	●生活保護等の情報提供と手続きの支援と実施 ●地域の関係機関が配偶者暴力相談支援センターと連携できるよう、調整や支援を実施 ●市町村の役割についての啓発とスキルアップ研修の実施	●居所の確保できない人への支援 ●多様な被害者への対応 ●直接、配偶者暴力相談支援センターへの相談が多いため、把握できないこともあり、支援がいき届かない。	●市町村の主体性の醸成 ●相談につなげる体制整備	●種々の制度が必要な相談者、入所者への支援 ●日常生活上の相談の充実 ●DV被害者支援サポートブック作成時の参考資料として情報共有シートを入れ、各市町村での活用を図る。 ●福祉保健所と配偶者暴力相談支援センターとの連携							●配偶者暴力相談支援センターとの連携が継続して行われ、被害者に支援策の情報提供などができる体制ができている。	女性相談支援センター/福祉保健所	35
		●被害者の日常生活に対する支援の検討	●母子家庭等就業・自立支援センターを通じ、こうち男女共同参画センターや配偶者暴力相談支援センターと連携を取りながら、被害者に対し、情報提供、相談等の支援を行う。	●現相談体制は、被害者の来所、または電話等に対する支援のみとなっている。 ●日常生活の支援サービスが十分に整っていない。	●実態調査やニーズ把握のうえ、ひとり親家庭等自立促進計画(二次)への位置づけについて検討する。	●審議会での検討やパブリックコメントの実施に基づく計画策定	計画策定						●被害者を支援する体制ができている。	児童家庭課	35
		●支援制度窓口のワンストップ化	●全市町にDV担当課が位置付けられた。 ●市町村が庁内調整できる体制になっていない。 ●具体的な支援窓口のほとんどは市町村であり、各町村の各種支援担当者名簿に基づき、配偶者暴力相談支援センターが協力依頼を行っている。	●研修会等の機会を捉えて、協力依頼してきた。 ●市町村の役割についての啓発とスキルアップ研修の実施	●市町村においても、DV窓口は男女共同参画や人権所管部門で、福祉部門ではない場合がある。 ●居所の確保できない人への支援 ●多様な被害者への対応	●市町村内のDV支援ネットワークを構築し、相談窓口の活用などにより、最初の窓口で聞き取ったことが、その後の支援にすぐ生かされるようにする。 ●市町村の主体性の醸成	●配偶者暴力相談支援センターが作成する相談シートを活用した対応ができるよう、研修等を行う。 ●市町村内ネットワークの構築を働きかける。							●各市町村で、DV被害者支援の類型だった対応ができるよう市町村内部の連携が図られ、被害者の負担が軽減される。	県民生活・男女共同参画課/女性相談支援センター
済④的民間支援	●一時金や支援物資の提供などで、被害者をサポートしてくれる企業や民間支援団体の拡充	●民間支援団体等による小口資金や訓練時の検定料など、行政では支援できない部分に対する支援 ●小口資金の立替生活・就労支援事業による支援 ●生活日用品等の提供など	●国際ソロプチミストとの協定に基づく支援 ●女性保護対策協議会による退所者等に対する支援 ●小口一時金の立替、新生活を始めるために必要な物品購入へのお助成金制度などの仕組みを構築 ●民間団体等への働きかけ	●支援団体等の拡充 ●継続して、常に提供できる体制 ●金銭面での支援の拡充 ●DV被害者の生活ニーズに合った支援品の確保	●協力関係の構築 ●企業等への働きかけ ●フードバンクとの連携の検討	●業界の機関紙への啓発、研修等の実施により、協力を働きかける。 ●広報を通じて、広く県民に支援を呼びかける。 ●民間団体等の協力を得る。 ●企業・民間支援団体からの物品の提供 ●任意団体の立替え制度の活用							●食料品や生活物資が、常に提供できる体制ができている。 ●民間支援団体による金銭面での支援が、継続的に実施できる。	県民生活・男女共同参画課/女性相談支援センター	35
策⑤の庁内協議関係課による支援	●関係課による県基本計画の進捗状況の把握や課題等の検討	●進捗状況は、年度ごと関係課に照会し、課題等は個別事例ごとに協議している。 ●担当者会出席による関係機関の情報の把握、計画の進捗状況の確認	●DV被害者支援関係課長会議の開催 ●DV被害者支援担当者会の実施 ●担当者会出席による関係機関の情報の把握、計画の進捗状況の確認	●DV所管課が支援策を所管しておらず、個別事案についてその都度庁内関係課と協議 ●担当者会の内容の充実	●支援策を所管している課との連携を強化し、必要に応じて各市町村への指導等を依頼 ●取組の継続 ●状況を把握し、問題意識を持って会に参加する。	●庁内関係課担当者会の継続実施により、人事異動があっても、担当課との縁が切れないようにする。 ●担当者会出席による関係機関の情報の把握 ●積極的な意見交換で問題の解決を図る。							●庁内関係課から、支援に有効な情報が届くとともに、懸案事項があれば相談できる関係を築く。 ●関係機関の取組が把握できている。	県民生活・男女共同参画課/県立病院課/教育委員会/警察本部	35

重点目標	取組項目	現状(H24.3.31時点)	これまでの取組	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	第2次計画で目指すべき姿	担当課	計画冊子記載ページ
(2) 安全安心な暮らしへのフォローアップの充実	① 関係機関の連携による被害者の情報共有と見守り	●保護命令発令後の安全の確保	●保護命令発令直後に加害者に指導警告を行い、必要に応じ被害者方の巡回等を行い現状を確認している。	●警察等との連携 ●退所後の生活状況を含め連絡を取り確認 ●センターでの宿直体制 ●初任者研修から新任用教頭研修等、教育センターで行う「法規研修」では、守秘義務の具体的な事例として、家庭内でのDVに対して職員が把握しておく必要性と、関係者以外に一言も漏らしてはならないことを確認している。 ●保護命令発令直後に加害者に指導警告を行い、必要に応じ被害者方の巡回等を行い現状を確認している。	●本人から帰宅する場合がある。 ●DVへの理解不足 ●適切な情報管理 ●巡回等きめ細かな被害者対策の実施	●警察との連携による安全の確保 ●適切な情報管理の徹底 ●保護命令後の加害者に対する指導警告の実施と巡回等の被害者対策の実施 ●警察等との連携 ●退所後の生活状況を含め連絡を取り確認 ●センターでの宿直体制 ●教育関係者に対して、配偶者暴力相談支援センター等と連携した、DV被害者支援についての情報提供 ●保護命令後の加害者に対する指導警告の実施と巡回等の被害者対策の実施	警察との連携による安全の確保					●保護命令後の加害者に対する警告、被害者対策をとることで被害者の安全を確保する。 ●DV問題について、各学校等で情報管理が徹底されている。	女性相談支援センター/教育委員会/警察本部	36
		●緊急避難体制の確保	●被害者の電話番号を110番登録し、架電の際に即時対応できるようにしている。	●被害者の電話番号を110番登録し、架電の際に即時対応できるようにしている。 ●警察等との連携 ●退所後の生活状況を含め、連絡を取り確認 ●センターでの宿直体制 ●警察での緊急保護	●危険が予想される場合の配偶者暴力相談支援センターとの連携 ●本人から帰宅する場合がある。 ●DVへの理解不足	●110番通報登録の推進 ●警察と配偶者暴力相談支援センターの連携による安全の確保 ●110番通報登録の推進 ●警察と配偶者暴力相談支援センターの連携による安全の確保 ●退所後の生活状況を含め、連絡を取り確認 ●センターでの宿直体制	警察と配偶者暴力相談支援センターとの連携による安全の確保					●危険が予想される場合、速やかに被害者を保護できる体制が整っている。	女性相談支援センター/警察本部	36

重点目標	取組項目	現状(H24.3.31時点)	これまでの取組	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	第2次計画で目指すべき姿	担当課	計画冊子記載ページ		
(2) 安全安心な暮らしへのフォローアップの充実	① 関係機関の連携による被害者の情報共有と見守り	●地域のネットワークの構築による情報共有	●地域で支援に携わっている機関等はあるが、ネットワークのような形にはなっていない。 ●地域(ブロック別)の関係機関が集まる機会はなく、地域での支援体制が弱い。 ●県地域福祉支援計画を平成22年度に策定し、市町村および市町村社会福祉協議会が策定する地域福祉アクションプランの策定が進んできた。 ●地域包括支援センターによる多職種連携の推進 ●各市町村における高齢者虐待防止ネットワークの構築が徐々に進んでいる。 ●要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携及び情報共有 ●母子生活支援施設において、母子世帯が安心して相談できる体制の整備 相談員研修参加 年12回(H24.4.1現在の入所世帯数・者数2施設24世帯65人:安芸和光寮・ちぐさ) ●母子支援員による相談、専門機関への紹介 ●要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携及び情報共有 ●事例に応じて個別検討会を行い、関係機関の連携による情報共有と見守りの実施 ●関係警察署と連携し、適宜被害者と関わり指導を行っている。	●市町村職員に対する研修会の実施 ●市町村男女共同参画行政担当課長会議の開催 ●地域における講演会等への講師の派遣 ●民生委員・児童委員等、関係機関・者の研修等への講師派遣 ●ネットワーク会議でDV被害者支援にかかわる官民合同での研修 ●地域福祉アクションプランの策定と実践活動への支援 ・平成22年度に県地域福祉支援計画を策定し、市町村計画策定支援を行った結果、平成23年度末までに23市町村において策定済 ●多職種が参加する研修会等の開催 ●高齢者虐待防止ネットワークが確立していない市町村に対し、構築の啓発を実施 ●要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携及び情報共有 ●様々な理由により、母子生活支援施設への入所を希望する母子世帯の入所を支援した。 ●母子支援員による相談、専門機関への紹介を行った。 ●要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携及び情報共有 ●事例に応じて個別検討会を行い、関係機関の連携による情報共有と見守りの実施 ●関係警察署と連携し、適宜被害者と関わり指導を行っている。 ●退所後の生活状況を含め連絡をとり確認	●DV担当課が、市町村をはじめ、地域の福祉部門とのつながりがない。 ●地域福祉と言った時、高齢者・障害者・児童等はすぐ見守り対象として挙げられるが、DV被害者は想定されていない。 ●高齢者虐待防止ネットワークとの連携 ●DVについての認識が地域まで浸透していない。 ●高齢者虐待防止ネットワーク又はそれに準じる組織の構築による関係機関との情報共有 ●地域包括支援センターが他業務多忙のため、権利擁護事業等に積極的に取組めない。 ●虐待が起こらない体制の構築 ●母子生活支援施設へのDV被害による入所の増加により、子どもも含めた心理面でのケア(発達障害を含む。)が求められていることへの対応 ●要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携及び情報共有 ●被害者が地域で暮らすことができるような地域でのネットワークづくり	●庁内、市町村内部で福祉部門とDV担当課の連携の強化 ●地域におけるネットワークづくりと関係機関の連携強化 ●地域福祉関係者が集まる会議等において、DVに関する情報の周知を図る。 ●地域包括支援センターを中心とした相談体制の充実 ●高齢者虐待防止ネットワークの構築 ●要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携及び情報共有 ●平成24年4月から専門職(認定心理士)を配置し、心理面への支援を充実させる。(ちぐさ) ●必要に応じて福祉保健所の個別検討会へ配偶者暴力相談支援センター職員の出席を依頼し、地域のネットワークの構築による情報共有を行う。 ●市町村との連携による地域での見守りの実施	●ブロック別関係機関連絡会議、DV対策連携支援ネットワーク及び庁内関係課担当者会等を通じたネットワーク構築の働きかけや情報提供 ●DV対策連携支援ネットワークネットワーク会議でDV被害者支援にかかわる官民合同での研修 ●地域福祉アクションプランの策定会議や進捗管理会議等での周知 ●講演会や市町村との協議の場を活用し、関係機関と連携したネットワークの構築と強化を促すとともに、対象者の状況の後追いの必要性を確認し合う。 ●高齢者専門相談員を市町村に派遣する取組、事例検討会の開催、職員研修会開催の継続 ●母子生活支援施設において、母子世帯が安心して相談できる体制の整備 相談員研修参加 年12回 ●母子支援員による相談、専門機関への紹介 ●要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携及び情報共有 ●個別検討会の実施 ●教育関係者に対して、配偶者暴力相談支援センター等と連携したDV被害者支援について情報提供を行う。 ●退所後の生活状況を含め、連絡を取り確認	DV対策連携支援ネットワーク専門者研修・ブロック別関係機関連絡会議の実施		市町村担当者会の開催	市町村単位のネットワークモデルケース構築			●全市町村で地域の関係者によるネットワークが構築され、各市町村が主体的にそれぞれの役割のもと、息の長い支援を行う。 ●地域福祉に携わる関係者が、DV対策の視点を持って活動を行うことができている。 ●DV被害者の支援について、関係機関の連携が十分に図られている。 ●各市町村地域包括支援センターを中心とした虐待防止体制の確立と支援の充実が図られている。 ●地域のネットワークの構築により情報共有がなされ、関係機関が連携した支援に取り組むことができる。 ●各市町村地域包括支援センターを中心とした虐待防止体制の確立と支援の充実が図られている。	県民生活・男女共同参画課/女性相談支援センター/地域福祉政策課/高齢者福祉課/児童家庭課/福祉保健所/児童相談所/教育委員会/警察本部	36
		●住民基本台帳の閲覧等の禁止の趣旨及び留意点の周知	●ドメスティック・バイオレンスの被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置対象者数(ストーカー行為等含む)・支援措置申出者 H20(12月1日現在):24人 H21(12月1日現在):46人 H22(12月1日現在):79人 H23(12月1日現在):88人	●戸籍・住民基本台帳事務協議会の県内各6ブロック会(安芸地区、幡多地区、中央東地区、高岡地区、中央地区、仁淀川地区)において、制度の趣旨及び留意点等の周知に努めた。	●これまでは、加害者に支援者の情報が漏れたという報告はなく、取組中での現状課題はない。	●市町村担当者に対しての制度の周知徹底 ●支援措置対象者への対応状況の把握	●市町村担当者に対して、研修会等の機会を捉え、制度の周知徹底に努める	●市町村担当者に対して、研修会等の機会を捉え、制度の周知徹底に努める。 ●DV被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置対象者数調査を実施する。	市町村担当者に対して、研修会等の機会を捉え、制度の周知徹底に努める					●各市町村でDV被害者への支援措置について適切な対応がされている。	市町村振興課	37

重点目標	取組項目	現状(H24.3.31時点)	これまでの取組	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	第2次計画で目指すべき姿	担当課	計画冊子記載ページ				
(2) 安全安心な暮らしへのフォローアップの充実	② 被害者及び子どもの心身の回復の支援	●関係機関の連携による子どもの心身の成長の見守り	●関係機関の連携により、主となる機関(学校・保育園)を中心に見守りを実施 ●乳幼児期にふさわしい育ちや学びに向けて、より質の高い保育・教育・親育ち支援を実施する必要がある。 ●学校と教育委員会が児童相談所等と連携して情報を交換し、適切な支援と対応に取り組んでいる。 ●教育相談の中でDVを早期発見し、関係機関と連携する。 ●児童相談所における育児支援 ・専門的な知識及び技術を要する相談業務 ・専門職員による調査、判定に基づく援助方針の策定と支援 ●要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携及び情報共有	●関係機関の連携により、主となる機関(学校・保育園)を中心に見守りを実施 ●園内研修・保護者への講話による自尊感情を育む保育・子育ての充実に向けた研修会の実施 ●中学校においては、毎日の自主学習ノートや生活日誌による生徒の生活状況などの把握 ●教育相談の中でDVを早期発見し、関係機関と連携する。 ●児童相談所における育児支援 ・専門的な知識及び技術を要する相談業務 ・専門職員による調査、判定による援助方針に基づく支援等 ●要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携及び情報共有	●被害者が地域で暮らすことができるような地域でのネットワークづくり ●研修等の必要性が十分理解されていないことから、園内研修の実施や各種研修会等への参加体制が十分でない。 ●生徒のこれまでの育ちや現在の状況を詳細に把握することが困難である。 ●要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携及び情報共有	●必要に応じて福祉保健所の個別検討会へ配偶者暴力相談支援センター職員の出席を依頼し、地域のネットワークの構築による情報共有を行う。 ●市町村訪問等を通して園内研修の実施や研修会への積極的な参加要請を行う。 ●小学校や保育所・幼稚園等との連携を密にする。 ●要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携及び情報共有	●個別検討会の実施 ●市町村訪問、研修会開催等の情報発信 ●幼保小中連携の強化 ●母子生活支援施設において、母子世帯が安心して相談できる体制の整備 相談員研修参加 年12回 ●母子等支援員による相談、専門機関への紹介 ●要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携及び情報共有	必要に応じて個別検討会の実施					より質の高い保育・教育・親育ち支援の充実に向けた支援	情報共有と適切な援助の実施		●地域のネットワークが構築され、市町村が主体的にDV被害者支援に取り組んでいる。 ●一人一人の子ども理解に基づいた保育実践の向上が図られている。 ●親の子育て力の向上が図られている。 ●子どもの心身の健康を取り戻し、暴力を次の世代につなげないようにする。	福祉保健所/児童相談所/教育委員会	37
	●養護教諭・スクールカウンセラー等による学校でのケア	●「保健室における相談活動」などの研修会を実施 ●スクールカウンセラー等・心の教育アドバイザー等の配置(平成23年度) 小学校 76校 中学校 83校 高等学校 37校 特別支援学校 5校	●「保健室における相談活動」などの研修会を実施 ●スクールカウンセラー等・心の教育アドバイザー等による相談活動	●養護教諭やスクールカウンセラー等が、校内支援委員会の中に位置付けられている学校がまだ十分ではない。 ●問題行動の背景にはDV等があるのではないかと、教職員の「気づき」の意識が十分浸透していない。	●心身の健康状態を観察し、継続的に適切なケアを行う意識を高める。 ●校内支援委員会などで定期的に情報を共有し、心身の健康状態に応じた適切な支援を行う。 ●スクールカウンセラー等による専門的な支援を行う。 ●状況に応じて医療機関等にもつなぐなどの適切な支援を行う。	●保健室や相談室など相談しやすい環境づくり ●養護教諭やスクールカウンセラー等を校内支援体制に位置付けるとともに、具体的な手立てについて情報の共有を図る。 ●スクールカウンセラー等研修講座において、デートDV等の専門研修を行う。	校内支援体制への養護教諭、スクールカウンセラー等の位置付けを図る	養護教諭による適切な支援(養護教諭の専門性の強化)					スクールカウンセラー等による専門的な支援(SC等の専門性の強化)	教職員による適切な支援(教職員の支援力の強化)		●各学校において組織的に対応するため、校内支援委員会に養護教諭及びスクールカウンセラー等が確実に位置付けられている。 ●各学校において児童虐待やデートDV等について、早期の気づきから早期の支援が実践できるようになっている。 ●より高度な専門的支援を行うことのできるスクールカウンセラー等が育成されている。	教育委員会	37
	●スクールソーシャルワーカー及び市町村職員等による家庭等でのケア	●スクールソーシャルワーカーを19市町村に配置している。 ●市町村職員等が家庭訪問を行い、家庭等でのケアを実施	●スクールソーシャルワーカーの専門性や対応力の向上を目指した研修を行った。 ●校内支援会や要保護児童対策地域協議会に参加し、早期発見早期対応に努めた。 ●市町村職員等が家庭訪問を行い、家庭等でのケアを実施	●学校や関係機関等との連携をさらに深め、具体的な支援を進める。 ●子どもの不登校や非行など問題の背景を検討するときに、DVや虐待等の視点を持ち対応する。 ●被害者が地域で暮らすことができるような地域でのネットワークづくり	●スクールソーシャルワーカーの配置を進める。 ●スクールソーシャルワーカーを支援するために助言体制を整え、研修会を実施する。 ●必要に応じて配偶者暴力相談支援センター職員に個別検討会への出席を依頼し、地域のネットワークの構築による情報共有を行う。	●スクールソーシャルワーカーの配置を拡大する。 ●スクールソーシャルワーカーの専門性や対応力向上を目指した研修会を行う。 ●個別検討会の実施	スクールソーシャルワーカーの配置拡大	スクールソーシャルワーカー支援の研修会の実施					必要に応じて個別検討会の実施		●スクールソーシャルワーカーの配置を進め、25市町村以上とする。 ●DVや虐待に対して、より専門的な支援ができるスクールソーシャルワーカーが育成されている。 ●地域のネットワークが構築され、市町村が主体的にDV被害者支援に取り組んでいる。	女性相談支援センター/福祉保健所/教育委員会	37	
	●民間支援団体による同行支援や居場所づくりなど特色ある取組の推進	●民間シェルターを運営している民間支援団体による同行支援や、居場所づくりの取組がなされている。 ●民間シェルターに対する運営費補助	●DV対策連携支援ネットワークへの民間支援団体の参加 ●民間シェルターに対する運営費補助	●県内各地で支援を行う民間支援団体等の開拓・育成	●県内各地で支援を行う民間支援団体等の開拓・育成	●ブロック別関係機関連絡会議を開催し、地域のネットワークに民間支援団体等の参画を促す。 ●民間シェルターに対する運営費補助	ブロック別関係機関連絡会議の開催	民間シェルターに対する運営費補助					●地域における支援ネットワークが構築され、民間支援団体による同行支援など、息の長い支援を行う。	県民生活・男女共同参画課/女性相談支援センター	37			
	●配偶者暴力相談支援センター等による退所者へのフォローアップの充実	●生活サポーターによる退所者のフォロー実施	●H23にサポーターを配置	●非常勤職員のため、すべての退所者フォローが難しい。	●生活サポーターの活用と関係機関との連携	●生活サポーターによる退所者のフォローの充実 ●関係機関と連携してフォローアップ	フォローアップの継続					●地域において安心して生活を確保できる。	女性相談支援センター	37				

＜基本の柱5 地域における取組の推進

重点目標	取組項目	現状(H24.3.31時点)	これまでの取組	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	第2次計画で目指すべき姿	担当課	計画冊子記載ページ	
① 地域での見守り体制づくり	●市町村基本計画の策定と取組の推進	●努力義務であることもあり、市町村基本計画を策定している市町村は、県内にほとんどない。	●市町村職員に対する研修会の実施 ●市町村男女共同参画行政担当課長会議の開催 ●市町村のDV被害者支援に関するアンケート実施	●市町村では基本計画の策定に取り組む気運が低い ●市町村が主体的に取り組むためには、対応にあたっての共通認識が必要。	●今後策定、または改定する男女共同参画プランでDV被害者支援計画となり内容を盛り込んでもらう形での計画策定を働きかける。 ●市町村地域福祉アクションプランとの連携も視野に検討していく。	●男女共同参画サポート事業を活用した市町村基本計画の策定を働きかける。 ●ブロック別関係機関連絡会議等を通じたDV理解の浸透 ●関係部署を集めての連携会議の開催						●10市町村で基本計画が策定されており、未策定の市町村も含め被害者支援の取組が主体的になされている。 ●福祉分野で高齢者虐待や障害者虐待、児童虐待と同様に、DV問題に取り組んでいる。	県民生活・男女共同参画課/女性相談支援センター	38	
	●広報紙等を活用した意識啓発及び窓口等の周知	●広報紙等を通じて、地域住民に対する福祉及び人権啓発の実施	●広報原稿案及びチラシなどの広報素材の提供	●現状は、県の窓口広報となっており、市町村窓口の周知が不十分なので、市町村が主体となった相談窓口の広報	●DV予防から自立支援まで、市町村が主体的に取り組む体制を支援する。	●広報素材の提供 ●ブロック別関係機関連絡会議等を通じてDV理解の浸透を図る。	市町村主体のDV理解、相談窓口の広報につなげるため、広報素材の提供や研修の実施					●「DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害」であることが広く認識されている。	県民生活・男女共同参画課/女性相談支援センター	39	
	●市町村役場の関係部署間の連携強化の促進	●市町村のDV窓口は、男女共同参画や人権所管部門が多く、福祉部門ではない場合がある。 ●市町村により、対応に温度差がある。	●市町村職員に対する研修会の実施 ●市町村男女共同参画行政担当課長会議の開催 ●市町村のDV被害者支援窓口の照会 ●DV被害者サポートブックの作成	●DV窓口が男女共同参画や人権所管部門であることから、直接的な支援策を所管していない。	●市町村職員のDV理解を深め、連携につなげるとともに、相談シートの活用などにより、被害者の負担の軽減を図る。	●ブロック別関係機関連絡会議等を通じてDV理解の浸透を図る。 ●DV被害者サポートブックの改訂版の作成	DV対策連携支援ネットワーク専門家研修・ブロック別関係機関連絡会議の実施 連絡会を通じ市町村での取組へのフォローアップ研修の実施					●各市町村で、DV被害者支援の類型だった対応ができるよう市町村内部の連携が図られ、被害者の負担が軽減される。 ●被害者が二次的被害を受けることなく、適切な支援を受けることができる。	県民生活・男女共同参画課/女性相談支援センター	39	
	●被害者支援マニュアルの作成等によるノウハウの共有	●DV被害者サポートブックを作成・配布、研修をしているが、主体的な支援等はまだまだ不十分	●DV被害者サポートブック作成 ●DV被害者サポートブックを活用した研修の実施	●各部門での適切な対応	●DV被害者サポートブックの改訂版の作成	●DV被害者サポートブックの改訂版の作成	サポートブック作成	連絡会を通じ市町村での取組へのフォローアップ研修の実施					●被害者が二次的被害を受けることなく、適切な支援を受けることができる。	女性相談支援センター	39
	●相談窓口等職員に対する研修の実施	●他の業務もあり、特に遠方の研修に参加できる状況にない。 ●講師派遣を希望する、市町村職員の人権研修課題の一つとして実施しているため、要望があれば対応しているのが現状	●市町村職員に対する研修会の実施 ●市町村男女共同参画行政担当課長会議の開催 ●DV対策連携支援ネットワーク専門家研修の実施 ●人権啓発センターでの講師派遣：市町村職員対象 女性の人権について(DV含む) 20年度 2回 64人参加 21年度 3回 98人参加 22年度 1回 31人参加 23年度 8回 245人参加 (19年度は個別集計なし)	●受講者のレベルに合わせた研修の実施 ●参加者の募集 ●講師派遣は、研修実施主体が希望する研修課題に対して対応しているため、女性(DV防止)として全面に出すことはできていない。 ●人権啓発センターは、あらゆる人権問題の啓発研修を行っており、DV防止の専門的な部分については、専門部署に頼らざるを得ない。 ●講師等を務める相談員のスキルアップ研修への参加拡充	●DV被害者対応のスキルの継続 ●二次的被害の防止 ●人権啓発センターでは、これまでと同様に、あらゆる人権課題に沿った研修を実施するなかで、女性(DV防止)についても研修を実施していることを宣伝し、入口的な役割を担う。 ●相談員スキルアップ研修の内容充実	●DV対策連携支援ネットワーク及びブロック別関係機関連絡会議等を通じてDV理解の浸透を図る。 ●研修会への講師派遣及び研修課題として提案する。 ●相談員スキルアップ研修におけるアンケート等により、研修内容や講師選定についての検討を行い、より充実した相談員スキルアップ研修を実施	連絡会を通じ市町村での取組へのフォローアップ研修の実施 市町村研修への講師派遣及び研修課題として提案 相談員スキルアップのための研修参加・研修実施					●被害者が二次的被害を受けることなく、適切な支援を受けることができる。 ●講師派遣を利用し、市町村相談窓口の職員だけでなく、一般職員にもDV防止への取組を知る最初の研修として利用してもらう。 ●相談窓口職員のスキルアップが図られ、各機関の相談員が連携してDV防止に取り組んでいる。	県民生活・男女共同参画課/女性相談支援センター/人権啓発センター/ソレレ	39	
	●配偶者暴力相談支援センターによる情報提供や職員研修	●個別対応への情報提供や助言、協力等 ●研修等の実施	●個別対応への情報提供や助言、協力等 ●研修等の実施	●市町村が、DV対策に主体的に取り組む体制づくり ●各種の研修への参加	●個別対応への情報提供や助言、協力等 ●研修等の実施	●DV被害者サポートブックの活用 ●個別対応への情報提供や助言、協力等 ●機会を捉えた研修等の実施 ●各種の研修等の情報を積極的に取り入れ、可能な限り参加	市町村研修への講師派遣及びアドバイス等 相談員スキルアップのための研修参加・研修実施					●各市町村で、DV被害者支援の類型だった対応ができるよう市町村内部の連携が図られ、被害者の負担が軽減される。 ●被害者が二次的被害を受けることなく、適切な支援を受けることができる。	女性相談支援センター	39	

重点目標	取組項目	現状(H24.3.31時点)	これまでの取組	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	第2次計画で目指すべき姿	担当課	計画冊子記載ページ
(1) 地域での見守り体制づくり	② 関係機関・団体のネットワークづくり	●ブロック別関係機関連絡会議を通じた連携強化 ●地域(ブロック別)の関係機関が集まる機会はなく、地域での支援体制が弱い。 ●県地域福祉支援計画を平成22年度に策定し、市町村および市町村社会福祉協議会が策定する地域福祉アクションプランの策定が進んできた。 ●DV対策ネットワーク会議や要保護児童対策地域協議会で定期的に機関間での協議 ●事例に応じ、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、福祉保健所が連携して対応	●市町村職員に対する研修会の実施 ●個別事案について庁内で対応を協議 ●福祉事務所単位で各市町村と配偶者暴力相談支援センターの研修会を開催 ●地域福祉アクションプランの策定と実践活動への支援 ・平成22年度に県地域福祉支援計画を策定し、市町村計画策定支援を行った結果、平成23年度末までに23市町村において策定済 ●DV対策ネットワーク会議や要保護児童対策地域協議会で定期的に機関間での協議 ●事例に応じ、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、福祉保健所が連携して対応	●被害者に対する息の長い見守りや支援を行うためには、地域レベルでの市町村を中心とした地域でのネットワークが必要 ●市町村内の関係機関連携が弱い。 ●DVについての認識が地域まで浸透していない。 ●被害者が地域で暮らすことができるような地域でのネットワークづくり	●地域でのネットワークの構築及び市町村職員に対する研修会の実施 ●市町村内の関係機関間の連携が取れるよう支援 ●地域福祉関係者が集まる会議等において、DVに関する情報の周知を図る。 ●地域のネットワーク構築及び市町村職員等に対して、研修会を実施	●福祉保健所ブロックで、地域の関係者による会議を開催 先ずはブロック単位で、最終的には各市町村単位でネットワークの構築を目指す。 ●DV件数の多い市町村から、順次、市町村内関係部署間の連携がスムーズにいくように支援 ●地域福祉アクションプランの策定会議や進捗管理会議等での周知 ●ブロック別関係機関連絡会議が開催されるまでは、個別検討会等へ配偶者暴力相談支援センター職員の参加を依頼する。	ブロック別関係機関連絡会議の開催			市町村単位のネットワークモデルケース構築		●全市町村で地域の関係者によるネットワークが構築され、各市町村が主体的にDV被害者支援に取り組んでいる。 ●地域福祉に携わる関係者が、DV対策の視点を持って活動を行うことができる。 ●地域のネットワークが構築され、市町村が主体的にDV被害者支援に取り組んでいる。	県民生活・男女共同参画課/女性相談支援センター/地域福祉政策課/福祉保健所	39
(2) 早期発見、通報及び相談体制づくり	① 地域での関係機関・団体、者との連携強化	●地域(ブロック別)の関係機関が集まる機会はなく、地域での支援体制が弱い。 ●民生委員・児童委員による地域での見守り活動が行われており、活動を支援するため各種研修を実施している。 ●地域福祉支援計画を平成22年度に策定し、市町村および市町村社会福祉協議会が策定する地域福祉アクションプランの策定が進んできた。 ●地域包括支援センターや社会福祉協議会、民生委員等による連携の強化 ●障害者相談支援の体制である各地域の自立支援協議会などで連携 ●要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携及び情報共有	●市町村職員に対する研修会の実施 ●民生委員・児童委員等、関係機関・者の研修等への講師派遣 ●民生委員・児童委員の活動支援 ●活動ハンドブックの作成、配布 ●研修(会長・中堅・1期目の新任・ブロック別)の実施 ●民間事業者との地域見守り協定の締結 ●地域福祉アクションプランの策定と実践活動への支援 ・平成22年度に県地域福祉支援計画を策定し、市町村計画策定支援を行った。平成23年度末までに23市町村において策定済 ●多団体が参加する研修会等の開催時に早期発見等の活動の協力依頼 ●自立支援協議会の設立と有効活用による連携強化に取組 ●要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携及び情報共有	●市町村をはじめ、地域の福祉部門とのつながりがない。 ●地域での見守りや支え合いの仕組みの充実 ●DVについての認識が地域まで浸透していない。 ●虐待等を確認されず、地域包括支援センターや社会福祉協議会に報告されない事例が多数あると考えられる。 ●障害福祉関係者では、DVに対する意識は高くない。 ●要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携及び情報共有 ●子どもを見守り支援を行ううえで、関係者(機関)間の役割分担が明確になっていない場合や連携が十分でない場合がある。	●地域におけるネットワークづくり ●DVに関する知識等の習得(レベルアップ) ●地域福祉関係者が集まる会議等において、DVに関する情報の周知を図る。 ●地域に密着した支援者(見守り者)を中心に、地域包括支援センターや社会福祉協議会が構成団体となる相談体制の充実 ●障害者虐待防止への対策と合わせた相談体制の周知徹底 ●要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携及び情報共有 ●関係者に、DVの現状と子どもへの対応など、DVに関わる情報提供を行っている。	●ブロック別関係機関連絡会議の開催 ●民生委員・児童委員ブロック別研修会等での周知 ●地域福祉アクションプランの策定会議や進捗管理会議等での周知 ●地域に密着した支援者(見守り者)の増員と技量向上のための研修会の開催 ●障害者電話相談(障害者110番)の実施と障害者虐待防止法の広報・啓発や研修実施における周知 ●要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携及び情報共有 ●教育関係者に対して、配偶者暴力相談支援センター等と連携した、DV被害者支援についての情報提供	ブロック別関係機関連絡会議・DV対策連携支援ネットワーク会議の開催			市町村単位のネットワークモデルケース構築	研修会等における周知について協議	●全市町村で地域の関係者によるネットワークが構築され、各市町村が主体的にDV被害者支援に取り組んでいる。 ●地域福祉に携わる関係者が、DV対策の視点を持って活動を行うことができる。 ●各市町村地域包括支援センターを中心とした虐待防止体制の確立と支援の充実 ●障害者虐待、高齢者虐待、児童虐待、DVについて防止等の対策を行っている。 ●地域のネットワークの構築により情報共有がなされ、関係機関が連携した支援に取り組むことができる。 ●教育関係者に対する情報提供により、被害者を発見した際に、適切な対応ができる。	県民生活・男女共同参画課/女性相談支援センター/地域福祉政策課/高齢者福祉課/障害者保健福祉課/児童家庭課/児童相談所/教育委員会	40
生② 各種支援制度の活用による	●生活保護、保育支援、就労支援制度等の情報提供及び利用への支援	●市町村窓口、福祉保健所等での情報提供及び各種手続支援の実施	●市町村へは県庁各課から制度等を周知 ●相談者及び入所者に母子での生活自立に関する情報提供を行う。 ●生活保護等の情報提供と手続きの支援の実施	●日々の業務の中で、DV支援の視点が弱い。 ●直接、女性相談支援センター(配偶者暴力相談支援センター)への相談が多いため、把握できないこともあり、支援がいき届かない。	●DV被害者支援のため、積極的な情報提供及び手続支援 ●相談につなげる体制整備	●庁内担当者会等を通じて活用できる施策等の情報提供の依頼 (市町村に情報提供する際は、県民生活・男女共同参画課への情報提供も依頼) ●相談者及び入所者に母子での生活自立に関する情報提供を行う。 ●配偶者暴力相談支援センターと福祉保健所との連携	庁内関係課担当者会の開催					●DV被害者が、様々な施策の活用により、早期に自立生活を営むことができる。 ●福祉保健所と配偶者暴力相談支援センターとの連携が継続して、スムーズにできる体制ができている。	県民生活・男女共同参画課/女性相談支援センター/福祉保健所	41

重点目標	取組項目	現状(H24.3.31時点)	これまでの取組	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	第2次計画で目指すべき姿	担当課	計画冊子記載ページ	
(3) 自立支援の取組	① 自立への継続的な支援	<ul style="list-style-type: none"> ●地域のネットワークの構築による情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域(ブロック別)の関係機関が集まる機会はなく、地域での支援体制が弱い。 ●県地域福祉支援計画を平成22年度に策定し、市町村および市町村社会福祉協議会が策定する地域福祉アクションプランの策定が進んできた。 ●各市町村における高齢者虐待防止ネットワークの構築が徐々に進んでいる。 ●要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携及び情報共有 ●事例に応じて個別検討会を行い、関係機関の連携により情報共有を図っている。 ●スクールソーシャルワーカーを19市町村に配置している。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村職員に対する研修会の実施 ●民生委員・児童委員等、関係機関・者の研修等への講師派遣 ●ネットワーク会議でDV被害者支援にかかわる官民合同での研修 ●地域福祉アクションプランの策定と実践活動への支援 ・平成22年度に県地域福祉支援計画を策定し、市町村計画策定支援を行った結果、平成23年度末までに23市町村において策定済 ●高齢者虐待防止ネットワークが確立していない市町村に対し、構築の啓発を実施 ●要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携及び情報共有 ●事例に応じて個別検討会を行い、関係機関の連携により情報共有を図っている。 ●スクールソーシャルワーカーの専門性や対応力の向上を目指した研修を行った。 ●校内支援会や要保護児童対策地域協議会に参加し、早期発見早期対応に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ●DV担当課が、市町村をはじめ、地域の福祉部門とのつながりがない。 ●加害者対応をしている機関との連携 ●DVについての認識が地域まで浸透していない。 ●高齢者虐待防止ネットワーク又はそれに準じる組織の構築による関係機関との情報共有 ●要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携及び情報共有 ●被害者が地域で暮らすことができるような地域でのネットワークづくり ●被害者への指導と必要な機関との連携 ●学校や関係機関等との連携をさらに深め、具体的な支援を進める。 ●子どもの不登校や非行など問題の背景を検討するときに、DVや虐待等の視点を持ち対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域におけるネットワークづくり ●地域福祉関係者が集まる会議等において、DVに関する情報の周知を図る。 ●高齢者虐待防止ネットワークの構築と、地域包括支援センターの後方支援 ●要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携及び情報共有 ●必要に応じて福祉保健所の個別検討会へ配偶者暴力相談支援センター職員の出席を依頼し、地域のネットワークの構築による情報共有を行う。 ●市町村との連携による地域での見守りの実施 ●関係機関の連携強化 ●被害者の指導の継続と、これに基づく関係機関との連携 ●スクールソーシャルワーカーの配置を進める。 ●スクールソーシャルワーカーを支援するために助言体制を整え、研修会を実施 	<p>DV対策連携支援ネットワーク専門家研修・ブロック別関係機関連絡会議の実施</p> <p>市町村単位のネットワークモデルケース構築</p> <p>市町村担当者会の開催</p> <p>地域・市町村における連携強化、情報共有と情報の適切な管理</p> <p>研修等を継続実施</p> <p>市町村地域福祉アクションプランの策定および進捗管理にかかる会議等での啓発・情報共有</p> <p>高齢者虐待防止ネットワーク又はそれに準じる組織の構築と情報共有</p> <p>要保護児童対策地域協議会の活動強化</p> <p>必要に応じて個別検討会の実施</p> <p>被害者に対する継続的な指導・関係機関の連携</p> <p>スクールソーシャルワーカーの配置拡大</p> <p>スクールソーシャルワーカー支援の研修会の実施</p>					<ul style="list-style-type: none"> ●全市町村で地域の関係者によるネットワークが構築され、各市町村が主体的にDV被害者支援に取り組んでいる。 ●地域福祉に携わる関係者が、DV対策の視点を持って活動を行うことができる。 ●各市町村地域包括支援センターを中心とした虐待防止体制の確立と支援の充実が図られている。 ●地域のネットワークの構築により情報共有がなされ、関係機関が連携した支援に取り組むことができている。 ●スクールソーシャルワーカーの配置を進め、25市町村以上とする。 ●DVや虐待に対して、より専門的な支援ができるスクールソーシャルワーカーが育成される。 	県民生活・男女共同参画課/女性相談支援センター/地域福祉政策課/高齢者福祉課/児童家庭課/福祉保健所/児童相談所/教育委員会/警察本部	42	
	② 地域での居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●あったかふれあいセンター等との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもから高齢者まで、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが気軽に集い、必要なサービスを受けることができる地域福祉の拠点として、あったかふれあいセンターの設置を進めている。 ●地域包括支援センターの機能強化の取組を進めている。 ●隣保館(所管は市町村)は、生活上の各種相談事業や、人権啓発などの活動を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●配偶者暴力相談支援センター来所のニーズのあるDV被害者がいる場合は、連携して相談にあたる。 ●あったかふれあいセンターの整備促進 ・H21年度～H23年度は、ふるさと雇用再生特別交付金を活用して実施 ●地域包括支援センターでは、高齢者虐待等の対応を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●配偶者暴力相談支援センター職員が、あったかふれあいセンターのサービスについて理解ができていない。 ●あったかふれあいセンターが集いの場づくりに終始し、相談や訪問活動などをきめ細かく行う機能面の充実や、地域ニーズを把握し柔軟に対応できる小規模多機能支援拠点(地域福祉の拠点)としての活動にまでは至っていないところが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ●あったかふれあいセンターの相談・訪問機能の充実 ●隣保館は、地域に密着した福祉施設なので、被害者が地域で孤立することがないように、相談等で立ち寄れる場所の一つとして連携を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域福祉コーディネーターに対する相談面接技術の研修 ●DV対策等に係るパンフの設置 ●引きこもりがちとなる対象者に対し、集いや楽しむ場への参加を呼びかける体制づくりの構築 ●隣保館に相談等があった場合、関係機関と連携した取組を進める。 	<p>連携した相談対応</p> <p>地域福祉コーディネーター研修等の実施、DV対策に係るパンフレットの設置</p> <p>隣保館と関係機関の連携</p>					<ul style="list-style-type: none"> ●あったかふれあいセンターや隣保館の職員が、DV対策の視点を持って活動を行うことができている。 ●地域包括支援センターを中心に、高齢者が生き生きと暮らせる支援体制づくりを目指す。 	女性相談支援センター/地域福祉政策課/高齢者福祉課/人権課	42
	●民間支援団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> ●地域で支援活動等を行っている団体等の情報をつかんでいない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●DV対策連携支援ネットワーク会議の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の福祉団体等とのつながりがない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域におけるネットワークを構築し、安全な場所を構えて地域で見守る。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ブロック別関係機関連絡会議の開催 ●DV対策連携支援ネットワークの充実 ●民間支援団体の情報収集 	<p>DV対策連携支援ネットワーク専門家研修・ブロック別関係機関連絡会議の実施</p> <p>市町村担当者会の開催</p> <p>市町村単位のネットワークモデルケース構築</p>					<ul style="list-style-type: none"> ●全市町村で、既存の施設等の活用により、DV被害者が安心して過ごせる場所がある。 	県民生活・男女共同参画課/女性相談支援センター	42	

重点目標	取組項目	現状(H24.3.31時点)	これまでの取組	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	第2次計画で目指すべき姿	担当課	計画冊子記載ページ	
(3) 自立支援の取組	③ 子どもの健やかな成長の見守り	●児童相談所や福祉保健所等による育児支援	●関係機関との連携により、育児支援を実施 ●児童相談所における育児支援 ・専門的な知識及び技術を要する相談業務 ・専門職員による調査、判定に基づく援助方針の策定と支援 ●要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携及び情報共有	●定期的な意見交換会の実施 ●関係機関との連携により、育児支援を実施 ●児童相談所における育児支援 ・専門的な知識及び技術を要する相談業務 ・専門職員による調査、判定に基づく援助方針の策定と支援 ●要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携及び情報共有	●被害者が地域で暮らすことができるような地域でのネットワークづくり ●要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携及び情報共有	●必要に応じて福祉保健所の個別検討会へ配偶者暴力相談支援センター職員の出席を依頼し、地域のネットワークの構築による情報共有を行う。 ●要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携及び情報共有	●定期的な意見交換会の実施 ●個別検討会の実施 ●要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携及び情報共有						●地域のネットワークが構築され、市町村が主体的にDV被害者支援に取り組んでいる。 ●地域のネットワークの構築により情報共有がなされ、関係機関が連携した支援に取り組むことができている。	女性相談支援センター/福祉保健所/児童相談所	43
		●要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携	●民生委員・児童委員による地域での見守り活動が行われており、活動を支援するため各種研修を実施している。 ●児童相談所における育児支援 ・専門的な知識及び技術を要する相談業務 ・専門職員による調査、判定に基づく援助方針の策定と支援 ●要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携及び情報共有 ●県教育委員会が、県内全市町村の要保護児童対策地域協議会に参加	●民生委員・児童委員の活動支援 ・活動ハンドブックの作成、配布 ・研修(会長・中堅・1期目の新任・ブロック別)の実施 ●児童相談所における育児支援 ・専門的な知識及び技術を要する相談業務 ・専門職員による調査、判定に基づく援助方針の策定と支援 ●要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携及び情報共有 ●県教育委員会が、各市町村の要保護児童や支援の状況について迅速かつ的確な把握を行うとともに、必要に応じて、市町村教育委員会や学校への助言・支援を行っている。	●地域での見守りや支え合いの仕組みの充実 ●DVについての認識が地域まで浸透していない。 ●子どもを見守り支援を行ううえで、関係者(機関)間の役割分担が明確になっていない場合や連携が十分でない場合がある。 ●要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携及び情報共有 ●要保護児童対策地域協議会において、DVを課題として取り上げる視点が十分でない。	●DVに関する知識等の習得(レベルアップ) ●要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携及び情報共有 ●各市町村の要保護児童対策地域協議会において、DVに視点を当てた対策を検討するとともに、各機関、関係者の役割や具体的な動きを明らかにし、要保護児童やその保護者への支援の質の向上を図る。	●民生委員・児童委員ブロック別研修会等での周知 ●要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携及び情報共有 ●市町村訪問等の聞き取りを通して、学校や市町村教育委員会のDVの把握や支援の状況を確認するとともに、支援が十分でない場合は、助言や必要に応じてスーパーバイザーの派遣等の支援を行う。	研修会等における周知について協議	民生委員・児童委員ブロック別研修会等におけるDV対策等の周知				●地域福祉に携わる関係者が、DV対策の視点を持って活動を行うことができている。 ●地域のネットワークの構築により情報共有がなされ、関係機関が連携した支援に取り組むことができている。 ●学校等による児童虐待、DVの早期発見から、要保護児童対策地域協議会へつなげ、迅速かつ的確な支援ができるようになる。	地域福祉政策課/児童家庭課/教育委員会	43
		●養護教諭・スクールカウンセラー等による学校でのケア	●「保健室における相談活動」などの研修会を実施 ●スクールカウンセラー等・心の教育アドバイザー等の配置(平成23年度) 小学校 76校 中学校 83校 高等学校 37校 特別支援学校 5校	●「保健室における相談活動」などの研修会を実施 ●スクールカウンセラー等・心の教育アドバイザー等による相談活動	●養護教諭やスクールカウンセラー等が、校内支援委員会の中に位置付けられている学校がまだ十分ではない。 ●問題行動の背景にはDV等があるのではないかと、教職員の「気づき」の意識が十分浸透していない。	●心身の健康状態を観察し、継続的に適切なケアを行う意識を高める。 ●校内支援委員会などで定期的に情報を共有し、心身の健康状態に応じた適切な支援を行う。 ●スクールカウンセラー等による専門的な支援を行う。また、状況に応じて医療機関等にもつなぐなどの適切な支援を行う。	●保健室や相談室など相談しやすい環境づくり ●養護教諭やスクールカウンセラー等を校内支援体制に位置付けるとともに、具体的な手立てについて情報の共有を図る。 ●スクールカウンセラー等研修講座において、デートDV等の専門研修を行う。	教育相談の校内組織に養護教諭、スクールカウンセラー等の位置付けを図る	養護教諭による適切な支援(養護教諭の専門性の強化)	スクールカウンセラー等による専門的な支援(SC等の専門性の強化)	教職員による適切な支援(教職員の支援力の強化)		●各学校において組織的に対応するため、校内支援委員会に養護教諭及びスクールカウンセラー等を位置付けている学校が増えている。 ●各学校において児童虐待やデートDV等について、早期の気づきから早期の支援が実践できるようになっている。 ●より高度な専門的支援を行うことのできるスクールカウンセラー等を育成する。	教育委員会	43
		●スクールソーシャルワーカー及び市町村職員等による家庭等でのケア	●市町村を中心に子どもの見守りネットワークがあり、関係機関が連携して対応 ●子どもを見守り支援を行ううえで、関係者(機関)間の役割分担が明確になっていない場合や連携が十分でない場合がある。 ●女性相談支援センター(配偶者暴力相談支援センター)、福祉保健所、児童相談所と連携した対応 ●スクールソーシャルワーカーを19市町村に配置している。	●市町村を中心に子どもの見守りネットワークがあり、関係機関が連携して対応 ●市町村職員等が家庭訪問を行い、家庭等でのケアを実施 ●配偶者暴力相談支援センター、福祉保健所、児童相談所と連携した対応 ●定期的な意見交換会の実施 ●スクールソーシャルワーカーの専門性や対応力の向上を目指した研修を行った。 ●校内支援会や要保護児童対策地域協議会に参加し、早期発見早期対応に努めた。	●被害者が地域で暮らすことができるような地域でのネットワークづくり ●学校や関係機関等との連携をさらに深め、具体的な支援を進める。 ●子どもの不登校や非行など問題の背景を検討するときに、DVや虐待等の視点を持ち対応する。	●必要に応じて福祉保健所の個別検討会へ配偶者暴力相談支援センター職員の出席を依頼し、地域のネットワークの構築による情報共有を行う。 ●スクールソーシャルワーカーの配置を進める。 ●スクールソーシャルワーカーを支援するために助言体制を整え、研修会を実施する。	●個別検討会の実施 ●定期的な意見交換会の実施 ●スクールソーシャルワーカーの配置を拡大する。 ●スクールソーシャルワーカーの専門性や対応力向上を目指した研修会を行う。	スクールソーシャルワーカーの配置拡大	スクールソーシャルワーカー支援の研修会の実施	必要に応じて個別検討会の実施	継続した意見交換会の実施		●地域のネットワークが構築され、市町村が主体的にDV被害者支援に取り組んでいる。 ●スクールソーシャルワーカーの配置を進め、25市町村以上とする。 ●DVや虐待に対して、より専門的な支援ができるスクールソーシャルワーカーが育成される。	女性相談支援センター/福祉保健所/教育委員会	43